

平成27年9月15日(火曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 3 号

平成27年9月15日 9時00分 開議

日程第1 陳情第5号及び陳情第7号

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成27年9月15日  
午前9時00分 開会

議長（矢野昭三君）

皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初めに遅刻者の報告を致します。

森治史君から遅刻の届け出が提出されましたので報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、陳情第5号および第7号を一括議題とします。

なお、陳情第2号から第4号まで、および第6号は継続審査となりましたので、議題としないことを報告します。

これより委員長報告を行います。

初めに、陳情第5号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立をもとめる陳情書についての委員長報告を行います。

総務教育常任委員長、山崎正男君。

総務教育常任委員長（山崎正男君）

私の方では、総務教育常任委員会に先日付託されました案件につきまして、陳情4号、5号、6号。これにつきまして報告致します。

4号については、「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める陳情書ではありますが、この件についてはもっと内容について吟味する必要がありますので、継続審査と致します。

続きまして、陳情第5号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立をもとめる陳情書でございます。

本案は不採択ということになっております。

本案については、国の教育無償化が既に910万円という所帯を区分にしてやっておられます。そして、給付奨学金につきましては非課税の方の支援をするものでありまして、現状の区分が大事であろうということで、皆さんの総意で不採択ということになりました。

陳情第6号、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情でございます。

これは、外国人を扶養に持っておる日本国籍の外国人は、扶養控除の数が多過ぎて所得税の掛からない状況でございます。この問題についてはもう少し中身と実態を把握する必要がありますので、これも継続審査と致しました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第7号、「公開討論会」開催について愛媛県知事に「意見書」送付を求める陳情についての委員長報告を行います。

産業建設厚生常任委員長、池内弘道君。

産業建設厚生常任委員長（池内弘道君）

おはようございます。

それでは、産業建設厚生常任委員会に付託されました請願、陳情の審査結果を報告致します。

本委員会に付託されました請願は、「公開討論会」開催について愛媛県知事に「意見書」送付を求めるという内容です。

審査日時は、平成27年9月11日午前9時から10時10分の間、委員6名出席の下で審査を行いました。

この件につきましては、伊方発電所の再稼働に関わる問題ですので議決を求めるものではありませんが、広く住民に周知をすることや、住民の意思、またいろいろな方の意見を聞いて、討論会を開催し、そういうふうな形でまとめられた原発問題について判断していただきたいという趣旨の内容ですので、広く意見を聞くということで、委員からは、討論会ならば開いても開催することが当然ではないかという意見が出ましたので、本委員会では採択という結果になりました。

以上です。

議長（矢野昭三君）

これで産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、陳情第5号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立をもとめる陳情書についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第5号の討論を終わります。

次に、陳情第7号、「公開討論会」開催について愛媛県知事に「意見書」送付を求める陳情についての討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第7号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承ください。

初めに、陳情第5号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立をもとめる陳情書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

本案は原案について採択することに賛成の方の挙手を求めるものであります。

よろしいですね。

それでは、陳情第5号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

挙手少数です。

よって、陳情第5号は採択しないことに決定しました。

次に、陳情第7号、「公開討論会」開催について愛媛県知事に「意見書」送付を求める陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第7号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これで採決を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

#### 5番 (澳本哲也君)

おはようございます。

早速ですが一般質問通告に基づいて、僕から3点ほど質問させていただきます。よろしくお願ひします。

まず第一つです。大方と横浜にですね、町民館2つございます。その業務について質問をさせていただきます。

2001年度より町民館白書が作成されておられません。部落の実態をですね、調査することは一番の業務だと僕たちは考えております。早急に作成をしていただきたいということでございます。

その白書がこの2001年度版、これですね、今、終了しておりますけれども、まず初めに課長にですね、今のこの白書の実態をですね、よろしくお願ひします。

#### 議長 (矢野昭三君)

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは澳本哲也議員の1、大方、佐賀町民館の業務についての1、2001年度より町民館白書が作成されていないがどうか。部落の実態を調査することが一番の業務ではないか。早急に作成をお願いしたい。の質問にお答え致します。

まず、町民館白書が作成されてきました経緯をお答えします。

町民館白書は、同和行政の第一線機関として取り組んでいる町民館が中心となって同和対策事業の実施状況や、地域の皆さんの生活実態および行政課題を整理して収録され、大方、佐賀両町民館では不定期ではありますが、2年から10年の間隔で作成をしてきました。しかし、2002年3月31日をもって地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法が失効したことに伴い、同和地区だけを抜き出した白書を作成せず、一般施策を活用して同和地区の行政課題を把握することとしているため、合併前の旧佐賀町と旧大方町の時代から今日まで、町民館白書の作成はされていません。

従いまして、今後も町民館白書を作成する予定はございません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

予定はないということですが、町条例の中でですね、町民館の設置条例があります。その中で、同和問題をはじめとする人権問題の解決のために各種事業と総合的に行うという文言があります。そういった面からですね、今の部落の実態を一番先に知っておくべきが町民館ではないかと思えます。

フィールドワーク等でもですね、小学校、中学校が各町民館に行って部落内を視察するというようなフィールドワークもやっておるがですけども、そういった中でですね、きちっとした数字が分からない。

僕がですね、住宅は何軒ありますかと聞いたときに、すぐ答えられないというような状態であります。だからですね、そういった数字的なものをまず把握するがが必要じゃないかなと思うがですけども。

課長、どうですか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは澳本議員の、部落の生活実態を把握する必要があるのではないかということにつきまして、お答え致します。

議員のおっしゃるように、地域のニーズを反映した事業を実施するためには、地域の生活実態を把握する必要があると思います。そのことに関しまして、2002年8月29日付で都道府県知事あてに出されました厚生労働省社会援護局局長通知におきまして、隣保館の運営に当たっては、地域のニーズを反映した事業に積極的に取り組むことにより、隣保館への住民の期待に応えることが肝要である、と助言がされております。

また、同じく局長通知では、隣保館の今日的役割として、地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進や、人権課題の解決のために各種事業を実施する、と助言をされております。

従いまして、町民館は、同和地区とその周辺地域の生活上の課題解決に向けた地域福祉推進のための拠点施設であり、そのためには、地域の生活実態と課題を随時把握する必要があると思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。やっぱりやってくれるなということは期待しております。

一つ聞きたいことがあるのですが。町民館の運営方針の中にですね、事業計画と長期的展望の下に毎年度策定しているということですが、この長期的展望の下に毎年度策定しているという言葉が、ちょっと僕分からなかったのですが、これはどういう意味でしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

澳本議員の、毎年度計画をどのように把握しておるかということについてお答え致します。

地域の生活実態のデータにつきましては、5年とか10年とかというような長期の部分も必要ではございますが、あまりにも正確なデータではないと思いますので、人口とか世帯とか年齢構成、所得などの基礎的なデータにつきましては、毎年随時把握する必要があると思います。例えば、相談事業とかデイサービス事業を通じて、黒潮町行政機関の各部門と連携を図りながら、また、町内の関係機関と連携を図りながら、ご協力いただきながら、地域住民の健康をはじめ生活実態を随時把握していかなければいけないというふうに思っております。そのデータを毎年開催致します町民館運営審議会においてですね、提起をして、そして運営委員の皆さまにご協議をいただいて、そして地域の住民のニーズを反映した事業を毎年積み上げていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

とにかくですね、基本事業の中に社会調査及び研究事業という言葉があります。町民館へ来る人だけじゃなくてですね、町民館職員ですね、部落内、また周辺地域をですね、くまなく歩いて、その地域の人々の声をしっかり聞いてほしいと思います。よろしくお願いします。

2点目にいきます。6月議会でも僕、質問したと思いますけども、公営改良住宅の高台移転についてお尋ねを致します。

6月議会で、中長期的にですね、高台移転という回答がいただきました。これはですね、中長期的でなしに早急にですね、取り組んでもらいたいという、そういう思いです。県の強靱化計画の中にでもですね、早急に制度の作成、そして町も住宅問題に関しては条例を作成すべきではないかということですが、課長、どう思われますか。

よろしくお願いします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

おはようございます。

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の2番、公営改良住宅の高台移転についてのご質問にお答えを致します。

6月定例議会におきまして、議員より公営改良住宅の耐震化と改築についてのご質問の際、高台移転等につきましては、第3次黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方でお示しをしておりますとおり、中長期計画としまして、安全な住宅地の形成について、特に町営住宅につきましては耐震基準を満たさない施設も多くありまして、特に建築年の古い町営住宅。万行第一団地、第二団地につきましては、役場本庁舎が移りまますケン谷地区への建て替えに向け、基本計画を作成をし、早期に高台を目指しますとお答えをしたところでございます。

現在、新庁舎建設事業や防災対策事業、および社会基盤の整備等、大変厳しい財政運営状況になっていますが、公営改良住宅の現状についても十分承知をしておりますので、今後も早期に高台移転等への取り組みができますよう努めてまいりたいと存じます。

また、県の強靱化計画の中で早急に制度の作成や、町も住宅問題に関する条例の作成をすべきではないかとのご質問もございましたので、お答えを致します。

平成25年12月11日に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に役立てる国土強靱化基本法が制定、公布をされました。大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的、かつ計画的に推進することが定められました。

高知県強靱化計画につきましては、南海トラフ地震をはじめとします大規模自然災害が発生しても、県民の命を守り、県土、経済社会の迅速な復旧を遂げるため、これまでの取り組みを着実に推進するとともに、強靱化に関する他の計画の指針となるものとして策定をされたものでございます。

計画の中で、高知県を強靱化するために、耐震性の低い住宅や事業所等が倒壊することを回避するための推進方針も示され、県単独では対応が困難で、国全体の取り組みが必要な施策としまして、地方が取り組みを進めるための制度の創設、拡充の中に、集落の被災前の高台移転は非常に効果の高い施策であります。市町村の財政負担が大きいと、被災前の移転に使いやすい制度とする必要があると記載をされています。

本町としまして、今後、国、県に対しまして高台移転への財政支援制度の拡充につきまして強く要望をしてまいりたいと存じます。

なお、住宅問題に関する条例作成につきましては、今後の取り組み状況により事務検討をしてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

はい、ありがとうございます。国、県に対して強く要望していくということですけども。

この県の強靱化計画の中です。確か7月か、8月。8月入ってなかったと思うんですけども、パブリックコメントを出せという、出してくれというような県のホームページがございました。その中で僕もですね、この住宅問題に対してパブリックコメントを出しましたけれども。

町はですね、このパブリックコメントをきっちり出しているんでしょうか、どうでしょう。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、今の澳本議員のパブリックコメントについて情報防災課の方で対応しましたので、私の方で回答をさせていただきますと思います。

その期間、パブリックコメントの期間がございまして、県の方には情報防災課からその旨の要望書、住宅に

ついてですね、要望書を出しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

はい、ありがとうございます。

その内容をですね、あれやったら一度コピーでもしてですね、ちょっとくれたらなと思うがですけども、よろしく願います。

それで、一番大事なのは、今住宅に住んでいる人たちでございます。改良住宅はもう耐震工事もできないという現実でですね、それを本当に住宅に住んでいる人は知っているのかということが一番大事ながじゃないかなと思うがですけども。

そういったその説明を、これから住民にきちっと説明をする機会があるがかないかということですけども、どうでしょう。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは澳本議員のご質問にお答えを致します。

先ほども答弁しましたように、万行第一、第二団地につきましては、昨年度来そういう説明もし、基本計画の方も進めてまいりました。

その他の住宅につきましても、長期的に今後建て替え、高台移転等も含めたご説明も必要かと考えておりますので、また準備をしてまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。早急にですね、そういった説明会を開催してほしいと思います。

ほんで、まあ何言うてもいつ来るか分からない南海トラフの大地震。これにですね、一人でも多くの人が命を捨てることのないような取り組みを、町にですね、よろしく頼みたいと思います。よろしく願います。

3 問目にいきます。町内の狭い道路問題についてです。

町内には緊急車両すらですね、入ることのできない地域が、皆さま知ってるとおりたくさんあります。その対処法をこれからどうするのか、ということですけども。

現在のその狭い道路ではですね、救急車等も入っていきません。救急車もですね、だんだんだんだん大型化して行って、本当にこの道は入れるがかなあというような道がたくさんあります。黒潮町独自で、この救急車両の小型を購入したらどうかということですけども。

特にですね、僕は思ったがですけども、上川口の郷なんかは部落一周もできないような道なんです。そこらへんの、もうほんとに普通車が通るも、僕も1回がりっと擦りましたが、本当にそれぐらい狭い道なんです。

そういった取り組みをですね、その救急車両小型化ということですけども、導入する予定はあるかないかというようなのはどうでしょう。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、澳本議員の3番、町内の狭い道路問題についてのカッコ1、町内には緊急車両すら入ることができない地域があるが、その対処法についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問のとおり、町内には道路幅員が狭い町道等が数多くございます。対処法としましては、現在、町道の整備につきましては、日常生活の利便性の向上や南海トラフ地震に備え、国土交通省の補助事業でございます、社会資本整備総合交付金事業や都市防災総合推進事業等を活用しまして、安全、安心な道路整備に努めているところでございます。

事業につきましては、国土交通省より認可をいただいております社会資本総合整備計画に基づき実施をされておまして、平成30年度までの事業個所につきましては計画済みとなっております。

しかし、毎年、町内各地区より生活道路の整備について要望も多く、町としましては地域整備工事や道路維持工事等により側溝の改修や、地権者のご協力によりブロック塀の取り除き、および道路のすみ切り等にて、少しでも道路幅員の確保に努めているところでございます。

なお、小型の緊急車両の導入につきましては、情報防災課の方よりお答えを致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは澳本議員の、狭い道路問題に関連した救急車の小型化についてのご質問にお答えしたいと思います。

疾病者を病院まで搬送する間に、救急救命士による救急救命処置を行うことで大切な命が救われる確率が高くなっておることから、現在の救急車両は高度救命資材を積載しなければならないために、大型化されておるのが実態でございます。黒潮消防署においても救急車両が配備されており、救急車両内での救急救命処置を行っているところでございます。狭い道への侵入を可能とするためには、現在の救急車両を小型救急車両へと変更するためには、救急車両の規格を軽自動車レベルにしなければなりません。軽自動車レベルの小型救急車にすれば、機動性は高くなり狭隘（きょうあい）な道路が続く現場への到着時間の短縮は見込めますが、高度救命装置の積載ができなくなることや、搬送時の振動の増加や安定性の犠牲により、国道等では逆により時間を費やすことなどから、車両を小型化することは、時間短縮の有利性よりも、その他の不利性の方が勝ることになります。

また、小型救急車を追加することも考えられますけれど、通報時には疾病者の状態が完全に把握できないことから、現場へ小型車だけで行くという判断にはなり難く、2台の出動が想定され、疾病者の状態によっては、病院までの搬送については小型車から対象者を乗せ替えなければなりません。その際には2台に救急隊員が乗車していくことになるため、現在の黒潮消防署の体制では、人員的にも対応が困難になります。

以上のような状況によって、現状では小型車の導入よりも、通常の救急車により現場近くへできるだけ進入し、その後は、ストレッチャー等による搬送する方法が適していると考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、黒潮町においては救急車両が家屋の家まで入れない個所があるのは大きな課題であり、その改修に向け、何がより適しているか検討していく必要が今後あると思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5番（澳本哲也君）

まあ、人間的にもなかなか無理だということですけども。

調べてみますと、その小型の救急車、結構、今導入はされております。特にですね、東日本大震災の後からですね、ほんとにこの希望者というか患者のためにですね、モニターや超音波のエコーなども載せることができる、今、高度な軽四の救急車があります。実際高知県内も、南国市や土佐市でもこの軽の救急車を導入しておりますけども。ほんとにこれ黒潮町の消防できないのか、ちょっと不安ながですけれども。ほんとにできんがでしょうか。

ストレッチャーをですね、途中まで持って行って、そこまで患者を運び、そしてまた救急車までストレッチャーを押していくというということは、経験者からちょっと聞いたがですけども、すごい振動でですね、かえって気分も悪なる。それもそれで、ちょっと課題じゃないかなと思うがですけども。

課長、どうでしょう。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、澳本議員の再質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃられましたように、県内でも今おっしゃられた南国市と土佐市で、小型の車が配置されていることは存じております。その評判というか状況について、黒潮消防署の方からのご意見もいただいておりますけれど、現在、署の職員の方と情報交換する中ではですね、今、黒潮町の中で小型化を搬入するのについては、機が熟してない状況が正直なところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

そういうことですけども、ぜひともですね、ほんとに住民は普段のこの救急車。普段からの生活。もしも自分に何かあったらどうするがやろかという不安はすごいあるがです。そういった中でですね、ほんとに課題をですね、きちっと検討してもらってですね、これからの取り組みにしてほしいと思います。

そして、一番大事なのは道を広げるということですけども。さっきから上川口の郷のことを結構僕出しようがですけども、昔はなかなか地権者との話し合いもなかなかうまくいってなかったようですけども、最近になってやっと地権者も前向きに考えてくれているということですけども。

もし、地権者と合意なさればですね、早急にちょっとでも道を広げてくれるというようなことはできますかね、課長。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、澳本議員のご質問にお答え致します。

上川口の郷の例を出してご質問をいただきました。以前、私どももその地区で計画をしたこともございました。議員ご質問のとおり、若干その用地の問題もございまして、計画ができなかったという経過もございました。

ご存じのとおり道路の改良の拡幅につきましては、当然のごとく用地の提供、また、あるいは狭いところへ行きますと家屋の移転等が非常にございます。どうしても地区の方々のご支援、ご協力がないと計画がなかなか

入らないという実情もございますので、再度、上川口郷地区につきましても区長さんを中心にですね、その付近も把握をさせていただきまして、すぐに計画というわけにはいかないかも分かりませんが、先ほども社会資本の整備計画の中でもご説明しましたとおり、まだまだ数多くの路線がございますので、そういうところでもまあ長期的にはですね、また計画もしていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

それじゃあまあ、区長さんなんかとしっかりと部落内で話し合ってもらって、対応できることは対応してくれるということでもいいですかね。

いいですかね、課長。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

澳本議員より再質問ございました。お答え致します。

今年も、上川口郷につきましても地権者のご支援いただきまして、先ほど例に言いましたブロック塀の取り除きで多少広くしたりとか、側溝整備等により少しでも改良しております。

やはり、全般的な改良も当然必要と考えておりますので。先ほど来、救急車も入らないと。消防車も入りませんので、そういうところにつきましても積極的にですね、町内各地のどこも計画もしていきたいというふうに考えています。

議長（矢野昭三君）

澳本君。

5 番（澳本哲也君）

よろしく願い致します。

僕、相当時間が残りましたが、その町民館のこともですね、しっかりと住民の声を聞いてもらってですね、反映させていただきたいと思います。そして、やっぱり一番のその町民館の事業ですけども、やっぱり差別の現実からしっかりと学ぶということが基本だと思うので、職員の方たちもちょっと気を引き締めてやってもらいたいと思います。

で、公営住宅の件も、県や国に強く要望していくということですので、期待をして待っていますので、よろしく願いします。

ちょっと時間が相当余りましたが、僕の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

この際、9時50分まで休憩します。

休 憩 9時 39分

再 開 9時 50分

議長（矢野昭三君）

それでは、次の質問者、藤本岩義君。

3 番 (藤本岩義君)

議長の許しを得ましたので、ただ今から質問致します。

まず、第1問目の地域医療についてでございます。

佐賀診療所については3月議会の質問以来、住民の関心も高く、真崎先生に一日でも長くお世話になりたいというお話を至る所でお伺いします。住民の中には正確な情報が入らず、いろいろな話がされておるようです。町長、副町長は積極的に対応されていると思いますが、差し障りのない範囲内で住民の皆さまに現状の報告ができないでしょうか。

前議会での町長答弁の変更等はないでしょうか。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長 (村越豊年君)

それでは通告に基づきまして、藤本議員ご質問の地域医療についての1、佐賀診療所の状況について私からお答えを致します。

これまでもご答弁させていただきましたように、地域にある診療所の存続に対する住民の方々のご心配、それから不安なお気持ちにつきましては重々受け止めているところでございます。黒潮町と致しましても町内の診療所の運営存続につきましては最重要課題として位置付け、町長、副町長をはじめ、各課長等においても情報を共有しながら、あらゆる場面において医師確保等の支援をお願いしてきているところでございます。

現在、開業していただいております佐賀診療所につきましても、住民の方々のお気持ちを十分にご理解いただき、何とか運営を継続していただいておりますが、これまでの状況と特段の変化はないというふうにご考えております。

しかしながら、年度末を迎えるまでに何らかの方策を考えていかなければならないというふうにも考えておりますので、関係機関等への協力要請等に今全力を尽くしているところでございます。

この状況をどうかご理解いただきたいと思っております。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

努力していただいていることは十分分かります。

そして、先生の方もご協力を願ってですね、従前言いよったよりも少し延びたという話を前回、町長の方にお伺いしました。

ぜひですね、何とかほんとはとどまってほしいわけですけども、どうしても駄目な場合は、今課長がおっしゃられましたように、早急な対策も必要になってきます。住民の方にはしばらくの間大丈夫だということのようですので、少しは安心できるかと思っております。

町の方もですね、その間隔が空かないような対策も今後必要になってきますので、ぜひその付近を注意しながら、住民の方も見ゆうと思っておりますので、できるだけ情報は構わない範囲で町民の方に出していただけるものは出していただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

続いて2番目になりますが、拳ノ川診療所には8月1日付で新たに松村先生が着任され、地域住民は一安心というところです。ほんとに町長以下、副町長、課長、ご苦労さまでございました。その分では非常に住民の方は安心をし、生活の質が少しでも上がってきたのではないかなと思っております。

しかし、先生が着任した日付あたりですね、先生がいないということで、事務長といいますが、その診

療所の責任者の方が兼務辞令のままでそのままになっております。

やはり診療所を今後もですね、町の行政とスムーズに連携を基に地域医療も進めていく中で、やっぱりその先生とのコミュニケーションも図りながらやっていくためには、事務長が保健センターとの兼務ではなかなか難しいと思います。従前はそういうことはなかったとっておりますので、その付近はどうなっておるのでしょうか。

また、先生は車の運転がされないと伺っております。地域には車の運転もされない高齢者も多くおられますし、また免許証を持っておってもですね、もう高齢になったために返納してくださいとかわれですね、なかなかこの交通の不便な地域にとっては非常に大変な状態が起こっております。バス等も利用しながら通っておられる方もおると思いますが、平日といたしますか、日中はそれで結構ですし、往診も勤務時間には職員がおりますし、診療所の職員がおらなければ保健センターの方にもすぐ近くにありますし、そういう方たちが往診の対応はできると思います。

せんだってある地域へ行ったときに、往診をしてもらうにも先生運転せんというので困ったという話を聞いたこともあります。それで従前はですね、疋田先生も免許というか車の運転をされませんでした。夜間ですね、あの拳ノ川診療所から成又という所がありますが、そこまでですね、ごとごと歩いて、かばんを持って歩いて、先生行ったことがございます。そんなことも何回かありまして、夜間の対応するために町内から運転手の方を委託したりして対応したこともあります。

その後はまあ、先生は運転免許を取られましたので、そういうことなくなりましたけども。それでも、急なときとか、勤務外とかいうときの往診については時間外の運転研修契約をしておりました。その前もですね、旧拳ノ川診療所のときもですね、先生の住宅の近くの方を委託をして運転手としてやっておりましたし、その方が亡くなられた後もですね、また1名専属の運転手ということで、その当時は特に車もない時期でございましたので、ずっとそういう形で対応してきておりますが、その付近の緊急。勤務時間外の緊急であれば救急車で行ったらええじゃいかと言われるかも分かんませんが、地域住民はやはりホームドクターである拳ノ川の診療所をやっぱり頼りにしています。そうしたときの対応が、今後もその患者数とか、いろいろ経営の上でもですね、いろいろ影響があるかと思えます。

そういうときの対応のために、事務長とか、それから緊急時の時間外の運転手等、何名かこう委託するという方向は見いだせないものかなあと思っておりますが、いかがでございましょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは、藤本議員ご質問の2の、拳ノ川診療所の状況と緊急時の往診等の対策はされているのかについてお答え致します。

拳ノ川診療所におきましては、8月から新たな常勤の医師として松村医師を迎えることができました。医師のご略歴等につきましては、町長の行政報告でも述べられておりますので割愛させていただきますけれども、何とか常勤医師の不在が解消されて、地域住民の方々の安心につながる診療所の運営ができるのではないかとこのように考えております。

また、議員のご質問にもございますけれども、事務方の体制。これにつきましては、年度途中の着任ということもありまして十分な体制ではないというふうなことは否めないというふうに思います。このことは十分認識しておりますけれども、現時点におきましては現状で何とか工夫をしながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、通常の往診等につきましては、これまで同様に対応しております。けれども、緊急対策としての緊急時、それから夜間等につきましては、やはりすべての対応が可能な救急病院への搬送等が最善の方策ではないかというふうに考えているところでございます。

従いまして、夜間の診療および往診等につきましては、これまで同様の実施については考えてはおりません。この現状についてご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で藤本議員へのご質問への答弁とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

事務長の関係は、まあ途中ですのでできないということですが。

できるだけ早いうちにですね、今議会にもちょっと組織の関係が出ておってですね、いつその異動されるかちょっと分かりませんが、そういう機会を通じてですね、早いうちに対応をしていただきたいと思いますが、それは副町長、可能ですかね。人事の方、持っておられると思いますが。

それから、今ちょっと疑問に思いましたが、先ほどちらっと言いましたけども。確かに緊急というか、そういうときには救急車をお願いして、近くの救急病院に行くのが妥当かも知れません。しかし、地域住民はですね、やはり先ほども言いましたようにホームドクターという考え方があるんですよ。地域の診療所でお世話になっておる。で、診てもらっておる先生に診てもらいたいというのがございます。それをコンビニ受診とかですね、そういう考え方で、いつでも簡単に便利に使えるという考え方というのは、これは住民の方が改めないけませんけども。

まあ、朝からちょっと具合が悪いので来てほしいいうときに、もしそれがずっと来ればですね、救急で行ってもですね、けんみんとかそんなとこへ行けば、時間が結構かかるんですよ。あるいは空いてない、受け付けてくれないという所があるがですね。そのためのそのときにはですね、やはり地域におられる先生にご苦勞願うかも知れませんが、その先生にお世話になりたいと思っておる住民が結構おるんですよ。自由に、自分のいつでもどこでもという考え方のように、それは従前やっておったようにはいかないことは十分承知はしております。

しかし、基本的にはですね、後の方でも言いますが、地域医療をやっていく上にはどうしてもこの山間部というか中山間の中ではですね、そういう考え方が必要ながですよ。すべてその急性期の病院へ連れていくというのはですね、これはいかなものかなと思います。せつかく地域におられるのですので、その体制ができるように。なければ結構なんですよ。ですが、そういったときにどんな状態にあるかも知れませんが。その先生に行っていただいたことによって、大事な一命が取りとめる場合も出てきます。そんなときに動けないという状況をつくっておくべきじゃないがです。行く、行かんは、そのときの状態とか、救急でその先生の判断によって指示されて、救急呼びなさいとか言われたらそれはそうする場合がありますでしょう。しかし、一時的にはやっぱり相談を、一番普段日ごろから患者の状態、ずっと家族の状態に至るまで把握しておる拳ノ川診療所に頼っていく。ホームドクターというのはそういうものなんです。

やっぱり、そこを頼るのは住民の心情としては当たり前の話やと思います。それを救急車呼べではね、ちょっと問題があると思います。その指示については、その拳ノ川診療所の先生のやっぱり判断によってそういうこともあり得るかも知れませんが、それは大いにあるとは思いますが。ただ、すぐ往診すれば、助かる所におるのに助からない。そのために、できなかつたために助からないという話では、これはですね、やはり公立の診療所としてはおかしいと思います。

対策としては、今言った、そんなに掛かるわけじゃなくて、そういう拳ノ川地域の方にですね、何名かに、緊急時の1番、2番、3番とか、その人がいかざったら次の方というような方を委託契約しておいておれば行けますし、今、先ほども言いましたように、地域の住民の方は車の免許証らを返還というか、そういう形も進んでやっておられる方もおるんですよ。こういう状況のときに、なおかつまた車を持たしちよかないかん、家族の者が迎えに行かないかんと。迎えに行つて間に合う場合には迎えに行くもんでしょう。しかし、車も先ほど言うた夫婦とも、あるいは単身のときには、その単身の方だけで免許持っておった方も戻したとかいうことも今から先、特にあるがですよ。

特に、限界集落に近くなってきておりますので、65歳以上がもうたくさんがです。本当、拳ノ川診療所の管轄は今494世帯の1,110人ですかね、8月末で。それぐらいの拳ノ川診療所の管轄する集落があるわけですけども、本当、高齢化率は高くなってきておるんです。そうなれば、交通事故も多い日常になってくる。そういった場合には、高知新聞でもずっと認知症の関係も出ておりましたが、戻したくなくても家族の者が返さないかんとかですよ、いろんな状態が起きておるんですよ。そうした場合には、やっぱり守れることが守れないではこれはいかんとおもいますが。

再度お伺いします。

それぐらいのことはできると思いますが、どうしてもできませんか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。

医務係長の配置につきまして、まずお答えをしたいというふうに思います。

先生が着任をしまして、先生の医療方針等いろいろありますので、その計画をまずみんなで考えてということがまず一つと。そして、患者さんの数が急激に増加するということはまず考えられないと。

今後、先生の医療体制等で患者さんが増加するとか、そういうことになればまた今の業務量等が増えることもあろうかと思えます。そういうときに、また兼務でなく専任ということを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

藤本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほどご答弁させていただきましたケースにつきましては緊急時のケースということでお答え致しましたけれども、通常、現在も訪問診療とかそういった形で在宅の方々への診療という部分については続けておりますし、対応しております。

ただ、やはり緊急時というふうな部分での対応ですので、どうしても診療所につきましては最終の完結をする病院等ではございませんので、そういった部分の可能な救急病院等での対応が最も適切ではないかというふうな形で述べさせていただきました。

通常の部分、先ほども申しましたように、訪問診療等につきましてはこれからも継続してやっていく計画でありますし、先生も対応していただいておりますので、その部分ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

どうも納得がいきません。

確かに本当緊急、もうね。それこそ、そういう大きな施設がないと、MRI や CT とかね、オペ室がないといかんとかいうことであれば、それはもう当然の話ですよ。そのちょっと手前、境目ぐらいがあると思うんですね。

それから、町長も前も言いました、あの CCRC というんですかね。今、国の方が地域で病院を出て、あまりにも高知県は病院数も多いから、病院数を、ベッド数を半分とか4分の1 とかにしてですね、地域に患者数を戻して医療費も抑えていこう。あるいは、東京都とかそんな所におる方がですね、こちらに引っ越して生活を送っていこうと。そのためにはですね、やっぱり。まあ、これがいくかいかんか、それは別として。

そうしたときにですね、通常の往診とは言ってませんよ。通常の往診でしたら平日のときにやるんですけども、それ以外のときに、風邪ひいて、もう熱を急に日曜日の晩に出したとかいうときにですね、よう動かんぐらい熱があるとかいうときに、救急車で運ぶよりも拳ノ川診療所に対応できる部分があると思うんですよ。そうした場合に、運転をされない場合には運転手がなかったら困るわけなんですよ、今の状態として。そこを言いようがです。歩いていけというんですか。前、疋田先生が歩いたように。それはちょっと考えてもらわないかなあとは思いますが。

再度聞きます。

議長 (矢野昭三君)

地域住民課長。

地域住民課長 (村越豊年君)

お答えしたいと思います。

藤本議員おっしゃられること十分理解しておりますけれども、現在の診療所の体制とかそういった部分について、実際、新たな運転する運転従事者等の調達とかそういった部分につきましても、まだ現在検討を進めてもおりませんし、その部分につきましてはこれからの検討課題というふうな部分になろうかと思えます。

現時点におきましては、その藤本議員がおっしゃられるような対応については厳しいと。厳しい状況にあるということをご理解いただきたいと思います。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

町長、聞きますが、ほんとに地域医療を進めていく考えあるんでしょうかね。

そういう地域の実態があるときに、使わざったら使わざつたで金も要るわけでもないし、何も要らんがですよ。そういう、その往診をしてもらいたいときにできない状況があるときに、それをカバーする意味で地域の方何人かをですね、嘱託というか、形で、必要なとき動いてもらう。多少経費は、その時間外とか夜間とか日曜日でするので高くなるかも分かりますけど、それはめったにあることじゃないがですよ。それを、そのせっかくある所に。拳ノ川診療所、公立ですのでね。特に、その所にそういう地域の実態があるときにですね。近くの病院いうたら、くぼかわ病院ですか。そこもしょっちゅう救急で受け付けいうわけじゃなくて、いろいろ、けんみん行ったりいろいろな形でするわけですけども。そういう中山間でやっぱり生活しておる方たちの思いを考えたときに、それぐらいの手だてできませんか。

特に、その経費が極端に要るわけでも何でもありませんよ。民間じゃったらそんなことは言えませんが、公立ですので職員全部公務員です。その付近は対応できませんかね。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、緊急対応についてですけれども。

通常の開設時間帯であれば運転免許所持者が複数おりますので、何も問題もないかなと思います。

それから、夜間とか閉診時間帯ですね。こちらの対応につきましては先生の対応方針もごございますので、そちらを最大限尊重させていただきながら、少し時間をかけて地域とも信頼関係を築かないかなんでしょうし、先生と自分たちの擦り合わせも必要だと思いますけれども、もう少し時間をいただければと思います。

それで、具体的にご提案をいただいております、その運転免許保持者の方の地域での登録といいますが、そういったことは今後運営方針が確定してから一つの手法として検討させていただくと、こういうことになるかと思っております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

8月1日から開院したばかりでまだひと月ですので、いろんな形の協議は必要やと思います。

そのために事務長も置いてですね、窓口置いて、町の町長、副町長らと連携できるような、そこに責任者も置いてですね。連携しながら今後の方針も決めていただけたらと思います。ぜひ検討していただいて、そういう住民の方からも、運転できないということを知った住民の方たちからですね、不安がってますので。それも安心を与えるための一つの手法なんです。それは十分頭にはめていただいて、今後対応をお願いします。

続いて、黒潮町としての今後の医師対策を、地域医療を含めどんなに考えちゃうかということですが。

近年のへき地における医師確保対策は非常に難しいと思っております。今回の拳ノ川診療所の医師確保も執行部においては大変ご苦労さまでした。ほんとに努力に感謝を、一住民として感謝をしております。今まで旧佐賀町内の診療所も医師確保には歴代の町長が非常に苦労があったと思いますが、不在の期間といいますが、引き継ぎの期間といいますが、その期間がほとんどなく継続されてきました。そんなこともあって、黒潮町になっても医師対策は少し安心をされておった面もあるのではないかなと思います。

8月の臨時議会終了後、医師確保は比較的スムーズに行われている四万十町大正診療所に同僚議員とお伺いを致しました。実情をお伺いしました。四万十町は合併前に旧十和村が加入していた高知県へき地医療協議会、11市町村に引き続き加入をしております、自治医科大、高知大学、あるいは県外の大学と高知県との連携で医師確保対策がなされております。また、県人会等の会議には医師のネットワークづくりに専念されておるといこともお伺いしております。

課長にもその医師とのコミュニケーションを取るための経費もきちっと予算化もされておるようですが、高知県へき地医療協議会には新規加入はできないと伺っております。黒潮町はその点不利だと思いますが、先の議会答弁にもあった医師情報ネットワークは当然できると思いますが、それが充実できれば後は少しは安心できますので、現状はどのようになっていますでしょうか。

また、今後の対策のためにですね、四万十町などがその医師対策のために協議会に払っておる、負担しておる金額200万余りの経費を医師対策費として組んでいただいて、予算化して、それぞれずっとそのコミュニケーションづくりとかネットワークづくりに対応していくという考えはないでしょうか。

もう一つは、一番大事なのは、現在おられる町内の医師。公立、民間を問わず、歯科医師も含めてですね、その付近のコミュニケーションは重要と考えてます。それも先ほど言った経費を利用しながらですね、コミュ

ニケーションづくりというのをつくっていただいたら、非常に今回のような緊急の場合にも役立つことはあると思います。

また、地域医療はですね、どのように進めていくんでしょう。

6月議会でも言いましたように、地域医療とは保健予防、疾病治療、まあ直接病院で治療するがですけども。あと、退院した後の後療法、更正医療などを地域住民に社会的に適応し、実践することと定義されておりますが、今議会で審査をしております26年度国保決算では2億1,000万もの赤字、医療費の高騰のために赤字になっておりますが。

その高騰を防ぐためにもますます訪問看護等を含め、保健、医療、福祉の合体、連携が必要な時期と思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは藤本議員ご質問の3番目、黒潮町として今後の医師対策は地域医療も含めどのように考えているかについてお答えしたいと思います。

黒潮町には現在4つの診療所、クリニックしかなく、入院できる病院等はありません。このため、地域医療の推進のためには医師の確保が不可欠であり、今後もその医師確保に向けた取り組みを進めたいというふう考えているところでございます。また、これまで医師確保を前面に取り組んでまいりましたけれども、現時点においてはあらゆる可能性を考慮しながら地域医療の推進を図るために取り組んでいることをご理解いただきたいと考えております。

それから、医師確保、医師対策という部分につきまして現在町として考えておりますのは、これまでもご報告させていただきましたさまざまなネットワークを活用して情報収集等、医師確保に向けた協力要請、こういった部分を継続して行っていくという部分でございます。町内の医療関係、こういった方々にも昨年度から随分とお世話になりました。情報収集、それから協力要請のお願いに伺ったところでございますけれども、皆さん協力的で、随分心配もしていただきました。

また、黒潮町としての体制づくり、こういった部分につきましては、医師確保、医師対策の専任職員の配置とか、またプロジェクトチームの選任というふうな部分も議員の方から提案もございましたけれども、こういった部分についても考えられますけれども、現状における職員数ならびに職員体制におきましては非常に厳しいと言わざるを得ないというところでございます。これからもそういった、これまで培ってきましたさまざまな情報ネットワーク等を活用しながら、精力的に継続して医師対策に向けて取り組んでまいりたいというふう考えております。

それから、地域医療の部分につきましても、やはり総合振興計画等ありますように、保健、医療、福祉の連携、こういった部分が必要不可欠でございます。住民の方々の健康増進、それから病気予防等を効果的にするためにも総合的な地域医療の推進を黒潮町として目指しておりますけれども、こういったところで中心となる医師対策の部分。ここに私どもも力を注ぎながら取り組んでいきたいというふう考えているところでございます。

以上で藤本議員への答弁とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

努力されておるといことはよく分かりますが、現状はどこまでネットワークづくり。例えば、医師の延べ人数。何人ぐらいのネットワークまでできておるのか。

当然、ネットワークですので、網の目のように、インターネットのように広がりをしていかないけませんので、現在のところ把握されておる、黒潮町を中心としながらつくっていくとされておったネットワークはどんなになっておるのかなと思います。

それと、もう1点。先ほど聞きましたように予算化を、そういうことをできないか。

まあ、今のところ副町長、地域住民課長、健康福祉課長らが対応していくことになろうと思うんですけども、当然そういう決裁権のある者でないと難しいと思います。その方3人ともが動けるような体制として、まあ、どこの予備費でも見ていきやあ、それはかまん言やあそれまでですけども、町の意気込みとしてやっぱりそういうのをきちっと予算化もしてやっていく。

他の町村はそういう形でやれるチャンスがあったわけです。たまたま黒潮町の場合、旧佐賀の場合も含めてですね、その自治医科大にお世話にならなくても何とかかなりよった関係もあって、そのシステムに入っていかなかったという経過はございます。しかし、今更入れませんので、それに代わるような対策を考えちゃかんとできないと思いますが。2億1,000万も国保では赤字をつくってますので、早急にそういう形をつくって、地域医療の考え方もやっていかんといかんと思います。

安心して、やっぱり住民を守るためには、そのネットワークづくりの中で対応できるような考え方が必要やと思います。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

現在、協力要請とか協力依頼を行っているネットワークと申しますか、そういった名簿に登載させていただいております医療関係、各種団体、それから個人の病院等も含めまして、約40近くの団体個人というふうな部分で連絡をしていっております。もちろん、大きな全国的な組織である国保診療施設協議会、国診協とか、拳ノ川診療所の医師をご紹介いただきました全国自治体病院協議会とか、そういった全国的な組織をまず中心にしながらも、そういった所に要請する部分。

それから、あと佐賀地域におきましては、旧佐賀町の高知佐賀会というふうな団体組織もあります。そういった所にも協力要請もしてきましたし、現在も情報を入れていただくような要請もしているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

活動比率とかについての予算付けをというご質問でございますが、現在別枠で組んでるわけではございませんけれども、最重要課題としてとらえておりますので。例えば、非常に可能性の高い情報等々がありましたら、少し節内での流用させていただき、旅費を組ませていただいております。

今後、この医師確保に向けた活動のボリュームを一回整理をさせていただいて、可能であればちょっと別枠で、またそういう予算付けも検討させていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

予算化は必要に応じてやっていただけるということで、やはり近く予算から借りてくるよりもきちっとあった方が活動する上では、使う使わんは別としていいと思いますし。

それから、先ほど言いよった町内の医師、あるいは医療関係者との懇談とかいろいろ、そのネットワークづくりとかいうことも、まず基本には大事です。町内の歯科医師含めてですね、ほんとに頑張ってやっておられますので、その先生方らが悩みとかそういうのを聞いていただく、町ができることをやっていただくというためにはそういう会議も必要であろうし、話し合いも必要であろうと思います。そういうことをぜひ続けていただきたい思います。

まあ、地域医療については先ほど言うたとおりです。やはりその付近はがっちりしないとですね、なかなか今後やっていけません。国保も高くなってきますし、東京の方から高齢者を迎え入れることになったとしてもですね、その付近はきちっとできてない町村にはそういうメリットもございませんので、ぜひ早いうちに基本的な考え方をつくってやっていただく。そのためには先生らと十分話していただくということが大事であろうと思いますので、よろしくをお願いします。

この問題は非常に長い間隔を持って取り組んでいかないけませんのでこれで終わりますが、先ほど町長が言われようなことをぜひ守っていただきたいと思います。

次に、地籍調査についてお伺いします。

地籍調査、国土調査ですけども、合併後 10 年になりますが、地籍調査はどこまで進んだのでしょうか。

地籍調査の完結はご承知のとおり、国の認証が終わり、登記所で登記簿の記載変更と 14 条地図と言われます公図。公図に備え付け、および町の成果の閲覧開始によって、初めて完結したといわれるわけです。前々から気になっていたのですが、18 年度から 26 年度までの 9 キロ平方余りの調査がなされておると思いますが、認証は 2 割に満たない 16 パーセントぐらいだろうと思います。このままではですね、認証がますます遠のいていく気がします。

地籍は人間の戸籍と同じく、婚姻、結婚、養子縁組、出産等で戸籍が変化します。地籍でいけば、分筆、合筆、地目変更、抵当権の設定、所有権の移転、そんなもんでいろいろと変わってきます。ますます、置けば置くほど難しくなりますし、筆界もそのとき決めておってもですね、人間関係で問題になったら筆界未定になったり、ご主人が生きておるときに承認しておいてもですね、どうもおかしいというようになってまたいかんということになってくれば筆界未定も多くなってきます。非常に複雑になってきます、置けば置くほど。私もやったことありますんでよく分かります。もうできるだけ早く法務局に持ち込むことです。あとはまた別の法律で、もし間違い等があれば修正できる方法もありますので早くやるということが大事です。今後の見通しがどんなになっちゃうのかなと思っております。

また、佐賀地区は森林組合に E 工程、一筆地調査を委託しておりますが、専任で 1 年間業務が継続できないようで、業務の空白期間があるために、スキルの伝承といいますか、スキルアップができないと考えます。隣の四万十町は専任でできてますので、よく森林組合とも協議をし、いろんな委託できるものがあれば、併せてその間隔が空かないように委託をしていただいて、森林組合も技術のアップ、スキルのアップということが大事だろうと考えます。

それから、森林組合の辺りに行くのに町の管理してる赤道等、総務課が管理しておるんですかね、赤道の刈り払いなども森林組合がやっていけばですね、結局そこに経費も掛かってくるわけですので、その付近の対策とか。それから、調査簿、素図の作成まで依頼しておるのかどうか。

その付近を含めてお願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の一般質問2の地籍調査について、通告書に基づきましてお答えを致します。

まず、現状についてご説明を致します。

旧大方地区では、平成24年3月31日、南海トラフを震源とする津波新想定が発表されて以来、主に沿岸域の津波浸水区域にある住宅地を重点的に、町の西側から東方面にかけて調査をしてございまして、平成27年度は有井川地区の一部の現地調査を実施します。

また、旧佐賀地区では、平成25年度から開始した市野々川地区で山林部の調査が本年度で完了する予定でございまして。

なお、旧大方地区では平成20年度から町の中心地の調査を進めていきましたが、津波新想定が発表されてからは年間の調査面積も急激に増えてきたことも起因しまして、平成22年度から平成24年度の調査分で認証遅延が起こっている状況でございまして。その解消も喫緊の課題となっております。

そして、今後の見通しはということでございまして、沿岸部では引き続いて津波浸水区域の住宅地を対象として調査を進めまして、おおむね平成29年度までには完了させたいと考えてございまして。

また、同時に認証遅延の解消にも取り掛かる予定でございまして、本議会の一般会計補正予算にも認証遅延の解消のための経費を予算計上しているところでございまして。

一方、旧佐賀地区においては平成28年度からおおむね3年間、川奥地区の山林部の調査を開始する予定でございまして。

以上でございまして。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

認証の未認証が、確か入野の一部から浮津の一部がまだ未認証やと思うんですけども、その認証の、いつまで認証するんですかね。基本的には翌年、翌々年ぐらいまでに済まさんとですね、いきません。

それと、もう1点は、もう既に認証できる状態にある分を置いておいて、古い分を認証せないかんということで作業しよったらですね、手前の最近やった分もおろそかになってきます。認証できるのがあればですね、どんどん先にやらんといかんです。そうせんと、ますます置きやあ置くばあ、先ほど人間の戸籍を同じようにですね、死亡したり、結婚したり、子どもができたり、いろいろ分家したり、いろいろします。早くやる所、特にこの沿岸線は国道や住宅がありますので、特に移動が多いです。だからそれは、認証の遅れちよところは遅れちよところでやっていかないけません、当然。ですが、今済んだ所から先にやらないけません。そうせんと、またおんなじことです。役が何遍も、相当掛かります。遅れりや遅れるばあ、倍以上の経費が掛かります。

旧佐賀でもですね、佐賀地域の町の中を一挙にやった関係で認証もできませんでした。そのために佐賀では町費を使うてですね、佐賀の町の中を3工区に分けてやったことがございまして。そんなことにならんように。

やることはやったけど、認証できざったらもう全く、補助事業も全く使い物になりませんので、一代でやらないけなくなりますので、その付近の計画をちょっとお伺いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

藤本議員の一般質問、再質問にお答え致します。

認証遅延、現在平成 24 年度までの分 2.56 平方キロを抱えてございまして、議員もおっしゃるとおり、認証されなければこの調査の意味もないというのは十分認識してございます。

最初のお答え致しました補正予算に人的措置と、それから内部の機械もさらに 1 台追加しての認証遅延対策を整えてございます。本議会予算可決いただきましたら、随時取り掛かる予定にございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

いつまでに解消する予定ですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

現在の状況と、それから人数等も把握して計画を進めてまいりますけれども、できるだけ早く解消したいと。年数等、係との詰めもまだできておりませんので、そのへんは今後また計画を練ってまいりますと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

何遍も言うようにですね、遅れりゃ遅れるばあ何重にもなって経費が掛かっていくようになるんですよ。

早いうちに目標を定めて、まあ 1 年、2 年以内にはもう片付けると。その目標のために必要経費は掛けた方が町は特です。後で何万円も金掛けるよりも、今一時的に人も含めて、そういう専門の方も含めてですね、お金を掛けた方が得になります。それは間違いないと思います。

やるかやらんかはそれは町の責任ですけども、やらんと経費を掛けないかんことになってきます。認証が遅れてるために今回も経費を、予算組んだいうことですので。認証を遅らせば、そのときに人件費が安いかも分かりません。しかし、遅れていったらね、後でやるのは何倍も役掛かるんですから。これはね、重々承知してもらってやってもらわんといかんです。

それからもう 1 点は、今認証できるやつがあると思うんですよ。持っていこう思うたらもう認証できるやつがあると思うんですが、その分については先にやる考えありますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

認証できる所は随時取り掛かってまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

できるだけですね、早いことが、対応はスピード感が大事です。これも。

大変じゃと思うんですが、置きやあ置けばあ経費が掛かるということは頭の中にはめていただいて、そのときに掛ける経費は安くつきます。今、掛けるのは、

そのことはね、ほんとにこればあ何件も、6件ぐらい認証が遅れちゃうわけですので、これで新しい分を置きよったら、また増えていくがですよ。なんぼ手前でのけていってもですね、役掛けてのけていってもいかん。ほんで、両脇から、新しいやつからと古いやつから、両方から攻めて認証をやっつかんと解決がつかせん。それははっきり言うて間違いないと思います。そういう方向で追っかけていきよったら事済みませんので。土地は動きます。

特にこの入野地域はですね、国道バイパスとか、庁舎の関係とか、いろいろ土地をやってますので、ものすごく激しく動くんじゃないかと思えます。今度まあ高規格道路もついてくるとなったらですね、そんなところも含めていろいろと土地が動いてきますので早くやってください。

それから、筆界未定のがもですね、結構増えてきます。後で筆界未定ら言われんようにですね、きちっとはんこ、署名の捺印(なついでん)はきちっとしてもらうて。まあ印鑑がなくてもですね、署名がなくても、そこで立会したということを町村が思い切っつてやれば持ち込みもできます。これはもうあとは地方税法で修正してもらおうというやり方を取っつていけばですね、まあ強行にはなりませんけど、やれる方法はあると思えます、いろいろと。筆界未定にささんための方法として。修正は地方税法でできますので、そういうやり方をしていけばいいと思えますし。

もう一つは、筆界未定の場合には法務局との連携によって、その筆界未定の分を法務局が所管して筆界未定の対応してくれるという方法も最近はですね、法務局の中にできてますので、その活用も。全然活用してないと思えますので、その逆に、筆界未定の活用もそういうことをやればですね、住民の人も納得される部分が出てきますので。人間関係も、その町村が直接やるよりも法務局にお願いすべきことはしたらいいと思えますし、国の方も、法務局の方に積極的にそれに関与するという方向もある。国土交通省も含め出てますので、そういうことはですね、筆界未定の対応もこういう形でウェブにも載ってますので、ぜひ対応してほしいと思えます。

それから、先ほど言いよったその長狭物の刈り払いのがはどんなになりましたかね。

それと、もう一つは森林組合に対してのその業務が継続できん分の、その付近の対策は十分協議していただけますか。

議長(矢野昭三君)

総務課長。

総務課長(武政 登君)

すいません。ご質問もう一度お願いできませんでしょうか。

ちょっと聞きづらかったものでお願いします。

議長(矢野昭三君)

藤本君。

3番(藤本岩義君)

森林組合に委託をしちゅうがですけど、まあE工程をやっちゅうと思うんですが、E工程やりよってもですね、専任で1年間継続して業務がないようです。それが1年間ないとですね、途中で休んでもらわれないかとか、途中で退職せないかとかなくなってきたらですね、スキルの伝承もできないし、森林組合の業務が十分できないと思うんですよ。

それから、もう一つは長狭物の刈り払いとかですね。それは町が管理してますので、その経費は森林組合が

やるとすればですね、経費を支払うということも必要だと思います。ちなみに四万十町は175円、メーターであるということです。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

森林組合の方には山間地のE工程を委託して、やってもらってございます。

ちょうど市野々川地区でも面積が非常に大きいものですので、2班に分けてE工程を委託してございます。そして、その期間も、この9月の説明から12月いっぱいかけていくような工程でございまして、それを過ぎますとやはりE工程の作業というのが一定なくなってきます。しかしながら、一方でその事業認定をしていただく都合もございまして、どうしても間は空いてくるようなことになろうかと思っております。四万十町でやってみる取り組みなども研究して、活用できるものなら活用してまいりたいと、そのように考えてございます。

そして、その後段のその質問がどうしてもまた聞き取れなかったんですけども、ショウギョウチ。

（藤本議員から「長狭物です」との発言あり）

もう一度お願いします。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

長狭物というのは、赤道、青線のことながですよ。地籍で言われる、赤道、青線。

これの刈り払いが、その役も掛かりよう、町が本来せないかんとこながですよ。それをやってないと掛かりますので、四万十町だったら175円、メーターで払いようがです。経営的にちょっとでも浮かすために。

それと、もう1点は先ほど言いよったE工程の中にも当然、調査簿とか法務局の閲覧とか素図作成。これは森林組合の方にお願ひしちゅうがですかね、こちらでやりゆうがやないですかね。そういうがは、その空いたときにやれるがですよ。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

すいません。理解するのに随分時間がかかったことをおわびします。

赤線部分の刈り払いというのは当然町の財産のことですので、その方法等また森林組合等も含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

調査簿、素図の作成、E工程は全部お願ひしてるんですかね。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

E工程が終わって、その委託期間が空かないようなことでのことを検討してまいりたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

E工程にはE1から始まって、まあ細かく分けたらいっぱいあるんですけど、通常、E1、E2ですかね。その前もって調査する。早めにその法務局へ行って調査する方法があるんですよね。登記簿を見ないかんし、抵当権が入ってるか入ってないか、そういう調査も全部委託してるんですか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

内容の方は町の職員の方で対応してございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

その付近も含めて委託したら、そのちょうど準備をするための業務が出てきますので、それをちょっと検討していただけますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

今後の検討課題ということで対処してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

ぜひ認証業務を含めて、またせつかく委託しておられる森林組合が業務がスムーズにいきますように、十分話し合い協議をしてですね、町の業務がちょっとでも少なくなり、なおかつ森林組合が潤うて、地域の住民もよくなれば一番いいいいわけですので、そのことは念頭に検討してください。

少し時間を取りましてすいません。

次へ移ります。

次は、有害鳥獣のがですが。

前々から有害鳥獣のは取り上げて話しておるところですが、黒潮町では有害鳥獣対策は補助率も3分の2とか、町単事業なので県下でも頑張っておる方だと思っておりますが、捕獲数や被害の状況についてお願いします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは藤本議員の通告書に基づき、3、有害鳥獣対策についての黒潮町の有害鳥獣対策に伴う捕獲数や被害の実態についてお答えします。

合併後の黒潮町では、黒潮町鳥獣被害防止計画を基に本事業を実施しています。平成18年度には79頭捕獲し、本年8月末現在では、累計ですがイノシシ3,432頭を筆頭に7種で4,200頭となっています。

また、被害額の実績ですが、平成26年度実績では10.3ヘクタール、約1,000万円となっています。

被害の内容ですが、水稻8.8ヘクタール、被害額約470万円、果樹1.5ヘクタール、約450万円等です。

今後も黒潮町鳥獣被害防止計画を基に、平成28年度末には約30パーセントの抑制を目指してこれからも取り組んでいく予定です。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

結構、被害も出てますし、頭数も挙がってきておると思います。今後も積極的に進めていってほしいし、担当の方も大変であればですね、その補助的な業務を臨時さんを雇うとかいう方向でやっていかないと対応できなくなってきようことがあるんじゃないかと心配しております。それはそれで、これぐらい獵が増えてきておるといことですので。

次に移ります。2番ですが。

有害鳥獣の対策の経費も国費補助の条件が非常に厳しくなってますね、おりを付けたり、あるいは監視カメラを付けたり、そういうことをせないかんということができてきて、ちょっと人気がなくなりまして、なかなかそういうところまでようやらないと、高齢者の方も多いので。ですから、利用も多少少なくなったがじゃないかなと思います。ほぼ、まあいくことも、全体的に網の方もいけてますけども、なかなか金網も破って、金網をぐちゃぐちゃにして入るぐらいの強さがございますので、非常にまあ大変苦労されておるわけですが。

収益も当然少ないし、年金暮らしの方がほそぼそとやりよう農家も多いです。ほんで、山間部の農家は非常に対策がほんとに難しくなってます。そこで、町単プラスですね。町単を3分の2やってますので、プラス、県が今度2分の1の補助事業で網とかできるようになっておると思うんですが。それを、せっかく町単3分の2やってますので、その町単の分も補う形でそれを取り入れてですね、スムーズにいけるようにしたらなと思います。

ただ、県の場合には、その補助の指令前着工が難しいという問題もあるようですが、その付近を工夫とアイデアによって調整できないものかなと。それを何とかできないかなと思いますのでお伺いします。

また、協力隊の出動数はどれぐらいあったのか。

それと、もう獵犬を育てている方が少ないためにですね、出動がやっぱり制限されておるとい話も聞きます。その育成にですね、助成ができないか。今はまあ、犬がけがしたときに2分の1ですかね、限度額を決めて2分の1見ておりますが。犬への報酬も払わんとですね、なかなか動いてくれんと思います。

その付近も含めてお願いします。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは藤本議員の2の質問にお答え致します。

黒潮町では、黒潮町鳥獣被害防除対策事業費補助金交付要綱を定め、黒潮町有害鳥獣被害対策協議会を通じて関係農家に資材の購入業務を行っています。

黒潮町では、水稻農家の方々から早期米対策の要望が多く、早期米の被害を少なくするために4月上旬に町

内広報にて募集を行い、5月中旬までに申請に基づき現地確認を行っています。そこで取りまとめたものを協議会が一括購入して、6月中旬には配布をしています。この期間が約2カ月を要しています。

ご質問の県単補助事業ですが、高知県鳥獣被害対策市町村支援総合補助金事業等を活用して農家の負担軽減を図れないかとの内容かと存じます。同事業の防護柵設置事業では、金網柵、ワイヤーメッシュ網等の資材の購入経費について、市町村が事業費の6分の1以上の上乗せ負担をしている場合、シカ用は3分の2以内、シカ以外は2分の1以内をそれぞれ補助するものですが、本事業の交付時期は議員も申されましたように6月上旬ごろになります。併せてまた、指令前着工が認められておりません。

県事業を活用した場合、補助金交付決定後に資材を購入に伴う事務処理を行いますと、前述しましたように現地調査を含めると約1カ月余りの準備期間を要しております。防止材の資材の配布になりますと、県事業を活用した場合、7月下旬となってきます。その場合、早期米の刈り入れ時期までには間に合わない実情が発生しております。

以上によりまして、本事業を活用した場合に、本町が現在6月ごろに配布しています防護柵が配布できなくなる現状は想定されます。農家の方々が望んでいます鳥獣被害の防止を前提に考えますと、黒潮町の現状では県事業の活用は今後の検討を要する問題と考えております。

また、有害鳥獣被害対策実施協力隊の出動についてのご質問ですが、平成26年度実績では延べ27回、93名、平成27年8月末現在では延べ5回、31名となっております。

また、狩猟犬の育成補助についてのご質問ですが、黒潮町内の狩猟犬を飼育されてる方を確認しますと、3名のことです。議員のご質問にあるように狩猟犬を育てる方が少ないため、地域から駆除等の要望があっても今年のように猛暑時期は犬の体調管理もあり、出動に制限があります。

飼育費用について1名の方に確認したところ、飼育年によって違いますが約5匹から10匹程度を飼育されています。その飼料代は、1匹当たり年間約1万円程度必要とのことです。また、狩猟犬の飼育は、自身が趣味で狩猟を行うために飼育してる部分もあるとも聞いております。

担当課としましては、鳥獣駆除等の効果を挙げるためには狩猟犬のウエートは高いと感じていますが、先ほどの飼育者の意見を踏まえすと飼育費用の助成は困難と考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

2分の1の分は県のがを活用しにくい。それはもう承知しています。

ですが、どうしても早ようやらないかん人は町単を利用したらええと思うんですよ。ほんで、来年の春からのことを考えてやれば、7月、8月、9月ごろに設置してもですね、来年の分として町単と県のがでやれば、遅い分としてやれば、1年くるっとまえば元通りになりますので。

今年の分やれ言うてもそれは難しいと思うんですが、その付近をちょっと工夫すれば町の方も助かると思います、県の補助が取れますので。上手にその付近はやる考えはございませんか。

それから、犬の方はですね、確かに趣味かも分かりません。趣味の分へお願いして、ご協力願うてやりようがですけど、今年の夏も熱中症か何かで亡くなったという話もちらっと聞きます。ほんとに苦労されておると思うんですよ。何かの形で、奨励金みたいな形でできたら、その付近は対策ができるがやないかなと思います。それから、そういう飼育されてる方も励みになると思いますので、その付近はわずかであっても検討すべきじゃないかと思っておりますので再度伺います。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

藤本議員の再質問にお答えします。

1 点目の、来年度以降の対策を考えた場合の検討すべきではないかということです。

これにつきましては、先ほどの指令前着手。これの部分で高知県の方に指令前着手の要綱を加えてもらいたいと、そういうような要望も踏まえて検討しているところです。

また、来年度の対策ということになりますが、写真等の実績確認、これをどのようにするか。そこもまた県と確認しながら考えていきたいと思えます。

2 点目の狩猟犬の対策につきましては、飼料代になると先ほどの繰り返しになりますが、やはりこちらから追い払い等をお願いをした場合、このときに狩猟犬がけがをするときがあります。現在、議員の質問にありましたように、治療費5万円を上限に2分の1の補助とやっておりますが、担当課としましてはこの治療費が飼育されてる方には結構負担になってるということも聞いておりますが、そのような意見を基にまた、飼料代ではなくて治療費、そちらの方で今後また検討していきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

何かの方法ですね、ほんとに鉄砲持ってる方も高齢化して、なかなか出猟もできん。犬の方もそういう状況ですので、ぜひ何とかせんとですね。

網でかこうてもなかなか大変です。もう始末するしかないといわれてますので、その鉄砲隊の方にもご協力願わないけませんので、ご負担のないような方法を検討してください。お願いします。

次に移ります。

4、ふるさと納税についてですが、3月議会でスピード感を持って取り組むとのことでしたが、どこまで対応できたかということです。

ふるさと納税は3月議会、6月議会でスピード感を持って取り組むとのことでした。どこまで対応できたのでしょうか。

前月の25日ごろ、町のホームページを見ますと、表は変更になってましたが中身はそのままでした。後日、お礼の特産品も載せられていましたが、数が非常に少ないです。その後、ふるさと納税サイトも変更されておりましたので、今までの情報発信はこれで整理できたと思いますが、スピード感を持って行うはずの地産外商、特産品のPR、町の財政増の取り組みはどこまでされておるのでしょうか。

昨年度は326万でしたが、8月末でどれぐらいになっておりますか。

越智町は8月末、2,135件で2,871万7,000円だそうです。ちなみに昨年度は377万。21年度から26年度まで1,727万4,000円。過去7年分の取り組み一つで既にオーバー、今年度やったばあで7年間の分をオーバーしておる、そういう取り組みをされております。

そして、お隣の四万十町は新聞でも載ってございましたように、9月9日の報道にもありましたように、今年の6月から本格的に取り組んで昨年度の14倍、6,800万。年度末には2億5,000万に見込んでおるとのことです。

土佐市の議会のあれを見ますと、昨年度の倍、630万というようですが、先に走っておるウサギに追いつく

のはなかなか難しいのではないかなと思ってます。

プレゼントは、お得な町村はイナゴのように申し込みが殺到し、爆速でふるさと納税が打ち切られてる傾向もございます。これは、先に納税額が倍までかまんようになったときにですね、ちょっと載っておったネットですけど、そういう形で取り組んだ所はですね、ものすごく、勢いで、お米などもひと月以内にですね、もう全部納税の打ち切りという所も出てきておるようです。対策さえすれば、それぐらいでできるんですよ。

それともう一つは、ホームページにも町の方もちゃんと写真が載せてきてくれてますが、こういうきれいな写真に載ってやってますけども。せっかく載せるんでしたらね、缶詰工場も載ってますけども。せっかく載せるんでしたら、ホームページに載せたらリンクをやっておってですね。確か、缶詰工場もホームページ作っておりますので、そこをリンクさせば、その宣伝になるんですよ。せっかく町のホームページに載せるぐらいなら、どこの業者が作りようかとかいうところまで飛べるようにですね、やっぱりしていくべきじゃないのかなと思います、その付近はいかがでしょうかね。

それからもう1点は、クレジット対応といいますか、クレジットの対応を四万十町などもやっておるんですが、黒潮町はどうもしてないみたいです。ネット見ますと。この付近もあればですね、気軽にやれるし、それから申告せんでもですね、町の方に申し出れば、その町村が相手側の町村に書類を提出できますが、非常に便利になってますので、そういうのを上手に使うということが大事なんですよ。

どれぐらい増えてますかね。スピード感持ってやりゆう黒潮町は。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは藤本議員の一般質問の4番目、ふるさと納税についてお答えを致します。

6月議会でご答弁させていただいた黒潮町のふるさと納税の仕組みづくりは、大きな流れとして総合戦略の中でまとめていきたいと考えてございますけれども、現実的に今すぐできることと、総合戦略の中で進めることのさび分けして、その取り組みを開始してございます。

具体的には、現在、大手ふるさと納税ポータルサイトを活用すべく、連携をサポートしてくれるふるさと納税支援事業者との連携をしまして、返礼品の選択制の導入を本年12月スタートの想定で進めてございます。町内で返礼品として取り扱う品物を生産、製造されている事業者の皆さんへの説明会、10月下旬に想定して進めてございます。

通告書以外でご質問のあった今年度のふるさと納税の実績でございますけれども、昨年、延べ40件で328万8,000円でございます。今年度は、9月9日現在で延べ26件で331万円の実績でございます。

そして、ホームページで缶詰工場のリンクもということでございました。今後、取り組んでまいりたいと思います。

もう一つ、クレジット決済ですけれども、そのことにつきましてもサポート会社との別契約ということになります。ヤフークレジットを予定してございまして、その申し込みもしているところでございます。正確にはスタートが4月からということで伺ってございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

まあ、いられておるのは私ばあかも分かりませんが、ほんとに遅いですね。

越智町らあもほんとにそういう形でやってですね、ごんごんやりよう。四万十町も6月の時点で、もうほんとに悪かったので、やり方変えるいうてパッと変えて、まあ、それまでの下準備もあったようですけども、それこそウナギでウナギ上りになっておるいうて新聞に載ってましたけども。ちょっとした工夫でですね、そうしていくんですよね。

それから、返礼の分もですね、要綱が上がりまして、非常に還元率といいますか、その付近も黒潮町の場合少ないと思いますので、併せてですね、改正するのであればこの黒潮町ふるさと寄附金取扱要綱もですね、他の町村のものが参考に検討すべきですよ。

例えば、1億入ってきて半分としてもですね、5,000万をよそへ渡すわけじゃない、町内の皆さんの作っておる商品を買うわけで、なおかつPRになりますし、地産外商に絶対なります。前から言いようように、ちょっとした宣伝でパンフレット配って東京の町を歩くよりもですね、今のネットの社会ですから、これをふるさと納税で商品をきちっと宣伝すればですね、無料でいくんですよ、ある意味。まあ経費が全然掛かるとは言いませんけど、無料でどんどん人気になったら上がっていくんですね。それをやっぱり頭の中にはめれば、時間ももうちょっとでも、ほかに負けることはないがですよ。なかなかこの分じゃと、ウサギさんで行きようところにカメさんよう追いつきません。何かの工夫がなかったら。遅うなりやなるばあ、さっきの地籍とおんなじですけど、遅うなりやなるばあ難しいと思うんですよ。ユニークさも含めて。

高松市らも墓地の清掃のらもはめてましたしね、いろいろできると思うんです。早ようその付近を協議してやっていただいたら。よその町村も財政の係と一人の臨時で十分やって、こなして、億単位を稼ぎよう所ざらにあるんですよ。まだ僕は実態確認してませんが、天童市か何かあたりはまた九州の一番高い所をオーバーした話も聞きますけど、その付近らも確認していただきたいと思いますし。

そういうことをする気がほんとに、スピード感を持ってやる気があるか再度お伺いします。

職員の研修もされておるんでしょうかね。特に遠くまで行かなくてもですね、四万十町でもいいですよ。行かせて、どうやってやったか、それぐらいは聞くことはしよいことじゃと思いますし。議会が今度、平戸市にも行きますが、同行しませんか。

ほんとにですね、そういう取り組みが、やっぱり僕ら、私らの方に目に見えないがです。おお、黒潮町はどうしゅうろう。2億も稼ぐいうていわれゆうに、たったそればあかよ、何しよらあいうて言われるが落ちやと思います。その代わり、後でござり稼ぐかも、それは分かりますけども。そんなことは後になって見ようて言われたら、それまでですが。今のところ、そんな気持ちです。

もうちょっと、取り組みに対して真剣にスピード感を持ってやる気はございますか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

研修のことでございますけれども、今議会始まるまでに、ふるさとチョイスの全国サミットというのが東京でございまして、私は出席してまいりました。その中で、平戸市の取り組みや、西伊豆町の取り組み等、参考にさせていただきまして、西伊豆の産物がちょうどわが町と似通っていたこともございまして、大変参考になるところでございました。

あと、名刺交換の場がございまして、現在4つの自治体との情報交換を自分がやりながら、そのノウハウ等もいただいているところでございます。

そういったことも含めまして、議会終了後まだ生産者への説明会等の打ち合わせもございまして、その中で自分たちの思いもまた支援業者の方にも伝えてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

まあ、何かこう取り組みがすっきりはしませんけど、地産外商ですので。

缶詰にしたってね、最近売れ筋のところがちよっと問題もなっておるようですけども、できるだけそういうのもやるんでしたら、やっぱりそれだけの宣伝効果。お金を掛けずに、それほど掛けずにやれるという方法があるんですよ。大いにそのリンクらも含めてですね、いろんな所で注目を浴びてほしいと思うがです。黒潮町しかないものもありますのでね。

カツオのたたきとか開きなどもですね、佐賀で、くろしお工房で作りよう開きなども大いに活用してですね、やっていただきたらと思うんです。お米もそうですよ。山間部で作りようお米らも利用しながら、そんなの40種類とか50種類、なんぼでもあると思うんです。そこで味さえ良かったら、次から次へひとりで増えていきますので。ツイッターとかそんなもんで全部宣伝されていきますので、それを活用せん手はないと思うんです。まあ、早いうちにやってください。

もう時間ございませんのでこれ置きますが、その様子を見てですね、次の議会にまたお伺いしますので、それまで頑張ってください。終わります。

次に、日延べになっておりました4局目の情報基盤整備についてですが。

次に、日延べになっております4局目の再送信の申請は8月が目安と、めどということでしたが、放送開始は決まったのでしょうか。

お伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の一般質問、情報基盤についてのご質問にお答えしたいと思います。

まずは1点目でございますけれど、区域外放送に関するご質問にお答えしたいと思います。

町と致しましては来年4月の開局を目標として、現在、関係する放送事業者に対し、協議や働き掛けを行っております。これまでもお答えしてきましたとおり、この問題につきましましては、こちら側の都合だけで時期を決定できるわけではなくて、同意をいただけるということ自体に確約をいただいております。現在でもございません。

しかし、長年にわたって交渉を続けてきた黒潮町の開局に対する切実な思いや、これ以上待つことはできないという住民の思いは関係者に十分に伝わっており、実現に向けて前向きに協議を進めての方向へと事態は確実に進んでおります。

来年4月開局目指して取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ご苦労さまでございます。

申請書はもう出されたんですかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

再質問にお答えしたいと思います。

正式にこの放送を送信する側の申請書が正式なものでございますけれど、その前段の関係機関との調整、これがまた大事でございます。その内容の手続きをですね、現在、相手側とその内容について最終段階の詰めをしてるところでございます。

それがまとまれば、申請そのものは順調にいくものと認識しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

ああ、申請書はまだなんですかね。

前回のときに言いよったのは、8 月、再送信申請書といたしますか、その分は 8 月がめどということで思っておりましたが。まあ、町の方が相手側との話の中の部分を踏まえて 4 月 1 日ということですので、そこは早いうちに出さんと前が開きませんので、早いうちにそこを出せるように町長も出向いて行って、一緒にするというのでしたので、早く町長に行ってもらうてですね、下準備も十分できたがやないかと思いますが、早ようしてください。

一応、町民の皆さまには 4 月 1 日という、まあ、相手がありますので、それは絶対ということは言えませんが、町の約束として 4 月 1 日ということの約束、町側の約束としてはそれでよろしいですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

お答えしたいと思います。

相手側がおるということは十分ご説明しましたが、町としてはですね、もう 6 年間待ってききましたので、住民の感情からいっても、これ以上はもう待てない状況でございます。

従いまして、4 月開局については、これまでないほどの強い意志で考えておりますので、その事務でいきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

長年ほんとにやってきて、ほっとしております。ほんとにご苦労さんでございました。

若者たちがやっぱり望んでおりましたので、前にも言いましたように、卒業式のときにも議長と 2 人が呼び止められてですね、どうなりゆうかいうて言われたことがありましたけども。これでまあ、その付近は町の方は 4 月 1 日ということで、遅いとは思いますが、これは相手があることでやむを得ません。取りあえず期日を、開局ということに向けて一生懸命頑張っていたきたいと思います。

ほんとに、非常に、隠れたところで苦労があったと思います。厚かましいことも言いましたし、ご苦労さんでございました。4 月 1 日を楽しみにしておりますので。

それですね、これを機会に加入促進、前から言いゆうように、これが加入促進のチャンスだと思うんですよ。ほんで、その対策の構想的にはどんなに持っておられるんでしょうか。

インターネットも含めてですけど、加入促進が一番大事ながですね。加入促進をしていかないと今後の経営も大変だろうと思いますので、加入促進をやっていただく。

それから、もう1点ちょっとお伺いしますが、放送開始の前にですね、チャンネル設定ができるようにテストパターンとか、そういう送信をして試験放送などを行ってですね、放送日の開始が4月1日であればですね、その日から加入者全員がいつでも見たければ見れるような対策を今から進めておかないといけません、町の方はその付近は対策考えちゅうでしょうか。

加入促進もですが、インターネットも最近ちょっとスピードも落ちてきてますし、従前は80ぐらい出よったのが今は20ぐらいで、動画らを見ればばらつきがあるとかいう所もあるようですので、そういう調査もしながら加入促進を進めていただきたいと思うんですが、計画的に何か持っておられますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。

加入促進以前から、この第4局目の再送信が可能になれば、これが一番加入促進に有効であるというふうに考えております。4月開局が実現しましたら、キャンペーンとかさまざまな住民へのPRを工夫しながら加入促進に努めてまいりたいと思います。

それから、チャンネル設定その他の準備のことでございますけれど、その見通しが具体的についた段階で十分間に合うと思っておりますので、怠りなく進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

そしたら、加入促進も含めてですね、創意工夫をしていただいて、4月1日開局やったらそれを大々的に宣伝もするとか、4月1日までにもう既に始めていただきたいと思ひますし、できるだけ加入者が増えるように願っております。

次に移ります。

告知放送がFMでされておまして、現在使われておるのが、確か5チャンネルのうち4チャンネルまで使用されておると思ひます。1チャンネルが告知放送で、2チャンネルがNHKのFM、3チャンネルがFM高知だったと思ひますが、4チャンネル目が佐賀地域のNHKのFMということになっておるようです。

その5チャンネルありますので、現在5チャンネル目が現在空いております。この告知放送はですね、町内ほとんど96パーセントでしたかね、入っておると思うんですが。この議会の放送と申しますか、テレビでしか今は見れません。テレビに入っていたら一番いいわけですけども、加入がまだそれほどできてませんが。作業場で仕事しておる方などは、この告知端末の空きチャンネルを利用すればですね、この放送が聞けるんじゃないかなと。テレビ放送の音声をそのまま流せる方法はできないんだらうかと思ひます。

ただ、5チャンネルの現在計画があればですね、別の問題です。例えば、この間防災訓練やったときの災害用のFM曲をはめるとなれば周波数の設定も必要であらうし、そこを確保しておかないかやいけないかも分かりませんし、ラジオの再送信の話もしましたので、それをやるのか。

その付近も含めてですね、どういうふうにか考えるのかお答え願います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の、告知放送での議会中継に関するご質問についてお答えしたいと思います。

告知放送を使った議会中継。いわゆる、告知放送のチャンネル機能を使って現在実施しているようなラジオ放送やその他の音声放送を行うことは技術的に可能でございます。この件に関しては、既に検討を始めており、現在の積算内容ではリアルタイム放送および録画放送、いずれにも対応ができるような設計を行っておりますけれども、音声告知放送装置に取り込むためにはアナログデータ形式をいったんデジタルデータ方式へと変換をする作業が必要となり、そのためのネットワークオーディオプレーヤー機器をはじめとする機器の購入と設定に要する費用が必要でございます、これが約100万程度必要となるように見込んでおります。この機能の実装をすれば、今後は議会中継以外の用途も発展できる可能性もあり、告知放送設備をさらに活用できることとなります。

今後、放送実施については、費用対効果も含めて議会事務局とも協議をしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

検討していただいておりますということですので、あとは議会の承認も必要ですし、いろいろ方法はあると思いますが。まあ、100万ぐらいでできるのであれば何とかしてほしいなと思っております。

当然、そのテレビ加入したくてもできてない方もおりますし、その方たちに議会の内容も知れ渡りますし、いろんな、先ほど言いよったように目的にも使えます。最近デジタル化してきましたので、FM高知はアナログで鳴りますので、デジタルからアナログに変換するためにはそら経費も必要だと思います。

そういうところも踏まえてですね、また十分検討していただいて、活用の方法。先ほど言いよった防災のFMもそこに最終的には流せないだろうかと思っております。防災訓練のときにそちらに、住民の皆さんに水害とかがあったときですね、放送が聞こえないということも今度も東北の方でもありましたし、それらを含めて検討していただいたら非常に有効に使える部分出てくると思っておりますので、研究をし、また協議をしてほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、午後1時まで休憩します。

休 憩 11時 30分

再 開 13時 00分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

濱村博君から早退の届けが提出されましたので報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

一般質問を続けます。

次の質問者、中島一郎君。

8 番 (中島一郎君)

それでは、一般通告書によりまして、4 件の件につきまして私の方からご質問をさせていただきます。

まず最初に、外国人技能実習生制度の取り組みについて。

外国人技能実習生制度の趣旨は、開発途上国等の経済発展、産業振興の担い手となる人材の育成のために、先進国の進んだ技能、技術、知識を修得させてほしいとの要望に応えるため、わが国が、国では諸外国の青年労働者を一定期間受け入れて各産業の技能等を修得してもらうものであります。また、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、わが国の国際協力と国際貢献の一翼を担っています。

振り返ってみますと、佐賀町の時代、1993 年平成 5 年の 9 月に、趣旨目的は同じくして、外国人漁業研修生受け入れ対策として町、漁業共同組合、船主が三者一体となりまして、法務省や水産庁、国際研修協力機構などへの働き掛けによって、長い時間を費やしましたが、やっと 9 月 6 日にフィリピンルセナ市から漁業研修生として 39 名を受け入れることができました。この受け入れは、カツオ一本釣り業の研修の一環として全国でも初めてのことで、入国が発行されましたことについては、水産漁業界にとっては画期的なことでもありました。当時は、在留期間は 1 年でありましたので、ここでも在留期間の延長の運動を起こし、研修事業から技能実習制度への転換を図り、在留期間も 2 年から 3 年となり今日に至っております。

黒潮においては、現在、漁業技能実習生がインドネシアから、平成 24 年度 22 名、25 年度 29 名、26 年度 25 名で、計 76 名。そして縫製工場へは、中国、カンボジアなどから計 21 名の技能実習生が入国をしています。その他の職種について入国をしているかもしれませんが、現在のところ合計 97 名の技能実習生が私たちの町に滞在をしていることとなります。今年度は 10 月 1 日を基準として国勢調査が実施されますが、このときの黒潮の人口に技能実習生の総数 97 名も調査対象となっています。また、このことは必然的に国の地方交付税交付金の算定基礎にもなることから、町への財源確保への貢献度は高いものがあります。

ここで提案するのは、20 歳前後の技能実習生は 3 年間、黒潮において先進のカツオ一本釣り技能や縫製部門の技能、技術、知識を修得して、インドネシアや中国等へと帰国するわけですが、そのときに町として 3 年間、黒潮で昼夜を問わず一生懸命に技能実習に努力し、実習生に対して感謝の意を表してあげるべきではないか。

例えば、黒潮の例規集を見ますと黒潮表彰規則が制定されていますが、これには若干、趣旨から見て該当することは困難だと思います。創意工夫をして、新たな規則や要綱との制定において感謝状や、あるいは終了証書など等記念品の贈呈はできないか。ぜひこのことを検討していただきたく、今回質問するものです。

よろしくお願いします。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

それでは中島議員の一般質問、1 番、外国人技能実習生制度の取り組みについてお答えを致します。

外国人技能研修制度の趣旨について少し触れてみますと、議員もおっしゃるとおり、この制度の推進のために設立された国際研修協力機構によりまして、外国人技能研修制度は、開発途上国等においては、経済発展、産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能、技術、知識を修得させようとするニーズがありまして、このニーズに応えるため、わが国では、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れて、産業上の技能等を修得してもらうためのものがございます。

その目的は、技能実習生への技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成にありまして、わが国

の国際協力、国際貢献の重要な一翼を担ってございます。

そして、この外国人技能実習制度は、次の3点に貢献するために利用してございます。

1つ目は、技能実習生は、修得技能と帰国後の能力発揮により、自身の職業生活の向上や産業、企業の発展に貢献する。

2つ目は、技能実習生は、母国において、修得した能力やノウハウを発揮し、品質管理、労働慣行、コスト意識等、事業活動の改善や生産向上に貢献する。

3つ目は、わが国の実習実施機関等にとっては、外国企業との関係強化、経営の国際化、社内の活性化、生産に貢献するとなっております。

外国人研修生の受け入れは、日本の経済が国際化し、多くの企業が外国に進出するようになった昭和40年代ごろからといわれてございます。その後、幾度もの法律の改正を重ね、現在の形での受け入れとなりました。近いところでは平成22年度の法改正により、これまでは研修期間終了後の2年目より労働関係法令が適用されてございましたが、研修終了後は1年目からでも労働関係法令が適用されるようになりました。

さて、黒潮町の現状といいますと、議員のご質問要旨にもありますように、3年間の実習期間を経て帰国されておりまして、帰国に際して特段のお礼等は、施策として行っているものはございません。

また、技能実習期間も3年間と短くて、現時点では行政としての課題が現れているとの認識は薄く、財源も限られる中で、他の課題よりも優先して取り組むべき施策との考えは持ってございません。

しかしながら逆に、貢献度としての感謝の意を表明すると致しましたら、むしろ雇用主たる事業者の方がそれに該当するのではないかと思います。

外国人の方を、一時的にせよ町内に住所登録されて、地方自治体の財政運営には欠かせない地方交付税の基礎数値になる人口増に寄与され、地域経済の底支えをしてくださっていることに対して、あらためて感謝の意を表明できようかと思われまます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今の回答いただきますと、大変厳しいようなお話をいただいたわけでございますけれども。

ひょっと私の考え方というのはですね、平成5年度に、先ほども言いましたように旧佐賀町で受け入れて、当時は町がですね事業主体でこの事業は実施しておりました。その法改正で今は県で、漁業関係で言えば県のカツオ漁業共同組合、そしてその他については生産共同組合とか、そういうところで受け入れているわけでございますけれども。やはりその趣旨は趣旨と致しましてですね、国際貢献という言葉があるわけですね。そういう意味から、その事業主がそれをすればいいということになしに、今も申し上げましたように、これは私の一つの算出の基礎なんですけれども。平成5年のときに、研修生39名を受け入れまして、そのときに地方交付税の交付金を、これは暫定で非常にこう複雑な部分がありますけれども。大まかな言い方になります。39名で1名当たり、やっぱり20万程度の交付金が入りておりました。それを加算しますと780万円になるわけですね。そして今現在97名来ておりますので、当時の額を加算すれば97名の20万で1,940万。約2,000万ぐらいの金額になると思います。これは20数年前のことでございますから、それから多分、私は増加をしていると思います。

そういう観点から見ても、ただ事業主が受けた先やからという感覚でなしに、もうちょっとこう広い意味からですね、ぜひ町の方でそういうことができないかということでございます。

例えば、帰った研修生が、ならびに技能実習生からですね、今も課長の方からありましたように、この技能実習生で3年間研修したことをですね、母国へ帰って生かすことがあるわけですね。そうしたときに、やはりここ日本国、黒潮で3年間頑張ったという何か、感謝状かそれに関する修了証書があればですね、そのことが生かせるわけです。これは財政的にですねそれほどお金が要るものではありません。気持ちの問題です。

ぜひこれをですね、黒潮から国際貢献の施策の一つとして、黒潮からそれを発信してもらいたい。また、こういうことをですね全国でやってる所はないと思いますので、ぜひその願いをしたいところであります。

もう一度、そのことについて答弁お願いします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

中島議員の再質問にお答えします。

中島議員、旧佐賀町時代、外国人の漁業研修生に取り組んでおられるとき、ちょうど私自身は旧大方町でマグロ延縄の外国人担当してございました。マグロ延縄は企業が零細でございまして、年間の受け入れも2、3名程度、総じて10人弱の研修生でございまして、研修生自身から直接面談をしてお話を聞く機会もずっとありまして、帰るときのその、何かあったらいいのかという話も実際聞きました。一番うれしいのは、研修済み証書という、その小さなパスポートに入るくらいの証明書があります。それを持って帰ると、先輩に聞けば日本で研修したという証になって大変役に立つというふうなお話も伺ってございます。

繰り返しになりますけれども、改めて別の感謝状をということではなくて、むしろ受け入れ母体となる事業者がなければ彼らも日本に来ることもできず、とりわけ受け入れ事業者がなくなってしまうと、彼らが母国において一生懸命日本へ行こうとして積んできたことも来られないといった実情もございまして。あるときのマグロ延縄の競争率が60倍でございました。その60倍の難関を乗り越えるために、その研修生の家族はその子一人に思いをかけてやってきたんだといった話もお伺いしました。家族は母国で何をしているのかといえば、両親は公務員だというふうなことを言ってございましたけれども、やはり日本市場のマグロ延縄の方がマネーが高いということで彼らは競って来ます。そういう意味からしますと、日本側においては買い手市場ということになりまして、労働力と見なしてはいけない研修制度ですので、あえて感謝の意を表するとしたらやはり事業者の方に何らかのことを表して、それが事業者の方がまた非公式ですけど、いろいろな船主さんはそれぞれにお返し物をやっているのも承知してございます。

そういったことで、むしろ感謝するのであれば事業者の方に、ということが町の考え方でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

まあ平行線をたどるわけですが、まあ事業主ということも分らないです。やはりその修了証書等々においてですね、黒潮の住民になっているわけですので、やはり黒潮の町長の名前でそういう修了証書を発行してあげれば、やっぱ重みが違うと思うんですね。そういう考え方が僕は一つはあるわけです。

そして、国の国際貢献の政策の一つで受け入れているわけですので、今後においてはですね、この技能実習生については医療や福祉の方まで範囲が広がっていくよと。今の3年から5年になるろうという時代も見えてきておりますので、ぜひ先ほども申し上げましたように、こういうことをぜひ黒潮から発信してもらいたいというのが私の願いでありましたけれども、なかなかそこまでは受け入れることができないということですので、

今後の課題としてまた私なりに検討致しまして、また再質問をさせていただきたいと思います。

それでは2番目のご質問をさせていただきます。

黒潮の移住、交流支援についてでございます。

20数年前、高知県は全国の都道府県で初めて、死者が出生数を上回る人口自然減の状態に突入致しました。そして私たちの町、黒潮の人口の推移は、8月31日現在1万1,980人の人口が、2040年、平成52年には約6,200人まで減少することが予測され、人口の減少が産業や経済活動の縮小、コミュニティー機能の低下などを招き、町民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

今回、地方創生に向けた取り組みとして、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が検討されて、この中でも、人口の現状分析によって人口に関する今後の課題を把握し、人口の将来展望が策定されることになっています。黒潮の事情に即した策定が形成される中で、移住促進は重要な位置を占めるものと考えられます。

町も移住促進には精力的な取り組みをしていますが、現状把握と今後の取り組みについて、まずは質問をします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは中島議員の一般質問の2番目、移住交流支援対策について、通告書に基づきましてお答えを致します。

黒潮町の人口は、1980年から一貫して減少し続けて、2015年の現在までに1万6,116人から1万1,293人に至り、35年間で4,823人が減少してございます。この背景には、バブル経済期における都市部への人口一極集中や、町の主要産業である第一次産業の後継者不足による高齢化、そして常に転出超過である人口移動など、さまざまな要因が考えられます。

従って、今後は若年層が少なく、高齢人口の多い現在の人口構造から、急速に人口が減り始めると推測されており、今後25年間で約6,000人の減少が見込まれてございます。

このような状況から、人口に影響を与える自然増減および社会増減の原因を究明し、人口減少に歯止めをかけることが急務であるとともに、特に若年層の人口を確保していくことが望まれております。

黒潮町では現在、まち・ひと・しごと創生の総合戦略を策定中で、総合戦略と併せて人口ビジョンについても、将来人口の推計による目標設定を策定中でございます。総合戦略での具体的な移住、交流支援策については策定委員会での承認を得る必要もございまして、まだ公表できる段階にないことを、まずご了承をお願いしたいと思います。しかしながら、現段階での人口ビジョン策定に当たっての人口の現状分析の途中経過をご紹介します。

まず、社会減、自然減を要因とする黒潮町の人口減少を食い止めるには、社会増減をプラスに転ずる必要がございます。現在のように高齢人口の割合が高い人口構造では、自然減を減らすことは合計特殊出生率を4以上にするなど、全く現実的ではないため、社会増減による人口減少を食い止め、転入者を増加させることが、人口増加に向けた基本的な手だてと考えられます。

そこで、黒潮町における転入転出の状況を分析し、人口移動の構造も分析することで、将来の展望に必要な人口移動を幾つかのパターンに設定して、2060年における目標人口の推計を急いでいるところでございます。

参考までに、国立社会保障・人口問題研究所が示す推計方式によって、2060年での黒潮町の将来人口を次の3つのモデルで推計した場合をご紹介します。

1つ目は、合計特殊出生率が現行の1.43で、人口移動が今後一定収束していくモデルでは、つまりこのまま

何も手だてをしなかったらということでございますけれども、4,000人ということになっていきます。

2つ目は、合計特殊出生率が、2030年に人口を長期的に一定に保てる水準の2.07まで上昇すると仮定したモデルでは約4,700人になります。

その上で、3つ目はさらに人口移動が今年から均衡、いわゆるプラスマイナスしたと仮定をしたモデルでは6,700人になります。

高知県では、現在将来展望の設定を公表し、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと同様に、2040年度に出生率が人口置換水準の2.07まで段階的に回復することを目指し、さらには、2050年には出生率が2.27まで段階的に上昇することを目指しております。また、人口移動につきましても2019年に社会増減の均衡を図り、さらには、2040年に年間1,000人の社会増を目指す方向性を示してございます。

今後、黒潮町と致しましても将来展望について、高知県との整合性を図りつつ、県の考え方を一つの目安にしながら、地域の実情に応じて合計特殊出生率や人口移動に関しての最終的な将来展望を総合戦略の内容と整合を図りながら検討してまいります。

また、今後の取り組みや支援策について現段階での考え方は、地方創生の戦略策定における部会でも、高知県の4つの基本目標を基に新しい人の流れをつくるという基本目標に沿って協議をしてございまして、策定部会の中では、移住から定住につなげるためにも、空き家を紹介してそれで終わりではなくて、移住者へのフォローアップを行い、意見交換を実施しながら交流を通じて、定住につなげていく取り組み、移住を考えていただくための相談窓口の充実、また、空き家の改修に関する支援や働く場の情報提供といった、移住者が抱える全般的な不安を解消するための施策を検討しているところでございます。

今後、早期に取り組む事業等を協議して、次年度の総合戦略にも位置付けながら新しい人の流れを見出すため、一連の流れによる切れ目のない移住に関する施策を促進していきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

今、全体的な今後の取り組みについても回答をいただきましたけれども。黒潮まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で今取り組んでいるので、なかなかまだ見えにくいものもあるかと思えます。

それですね、これはちょっと自分が提案したいのはですね、今ですね移住促進を図るために、黒潮町移住者住宅支援協議会を設立しております。目的は、移住希望者に対する空き家情報の提供、相談体制の整備および空き家の改修、改造工事の実施等、移住者が安心して住宅を確保できる環境の整備を図るとともに、会員の仕事の確保等、地域活性化に寄与することを目的とされてます。この構成委員は、黒潮町、ほか黒潮町建設労働組合、黒潮町商工会、幡多で暮らし隊などとなっています。この協議会は長年にわたり活動を続けており、移住促進に果たす役割は多大なものがあります。平成26年度の活動実績は、19回の移住者面談が実施されて、面談者は32名の方となっています。この結果、12世帯で25名の方が移住をされています。面談に来られた方々は北海道や大阪府、そして岡山、それから県内の方々となっています。

また、移住者協議会を通さず、自らの意思で移住された方もいることから、黒潮全体の平成26年度の実績は22世帯で30名となっているようです。しかしながら、移住者支援協議会における面談方法については、移住者の移住目的や移住後の仕事や生活等について面接を、これは聞き取り調査でございますが、を行って、その結果によって登録をされることになっております。

私が今回質問したいのは、移住者希望者の方は県や市町村による情報提供、そして一度でも黒潮に観光等で

訪れたことがあったり、そのことによって、自然環境に恵まれている、黒潮で住んでみたいという願望の方が大半だと思っております。しかし、移住後に黒潮で生活をしていくのには多くの不安や心配もあるわけですので、受け入れ側としてこのことに対してですね、俊足に一つ一つ丁寧な情報提供をして、黒潮の実態が移住希望者の方に見えて理解をしてもらうことが、移住者の判断の一つとして重要視されるのではないかと。このことを知り得て安心感を高め、黒潮で住んでみたい気持ちになると思っております。その受け入れ体制として一辺倒の受け入れ体制からですね、新たな提案や方法を見出せないかということです。

そこで一つの大きな課題は、先ほども課長からありましたように仕事の確保であります。町においては8月広報くろしおで、4月1日から地域おこし協力隊2名を採用され、都市部から町内への移住や地域の維持、活性化に取り組むことの記載がなされておりました。しかしながら、県外から来られて移住担当に配属されるわけですので、黒潮の全体像を知り把握するには、相当の時間が必要だと思うわけです。

そこで提案したいのは、移住促進は職場全体の課題と位置付け、共通認識を持って取り組むことができないかということです。また、仕事の確保から考えた場合に、直接的に黒潮の産業関係の業務にかかわる農業、漁業、林業、商工業などに携わっている職員は、日々の担当業務の中で各産業団体、これは農協、漁協、森林組合、商工会などになるわけですが、との間で雇用対策などの課題を共有していることから、このことを生かせば仕事の確保の上で重要な位置を占めることとなります。何らかの形にして仕事の確保の組織づくりができないか。また、その他の職についても多方面から見た情報提供によって、仕事の確保を目指すべきではないかという考えであります。

このことに対してですね、いろいろ検討をしていただいてですね、そういう仕組みづくりができないか、このことを聞きたいわけです。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

議員からご指摘いただいでるのは、人口減少という今後の社会推移が明確になっていく中で、移住者を積極的に獲得することが町の存続にとって一つの大きな重要なファクターであると。かつ、その移住者を積極的に獲得するために仕事が必要なんだけれども、当面その情報共有が各機関とされるべきではないかということが質問のご趣旨ではないかと思っております、全くおっしゃるとおりだと思います。

棚卸し作業をちょっと考えておまして、職場の棚卸しですね。いわゆる町内にどういった潜在的な雇用の場があるのかと。こういった棚卸しの作業が必要であろうかと思っております。ただ、現在取りまとめております総合戦略の中で、10月末をめどに骨子を策定したいと思っておりますが、そこには少し作業的にですね間に合わないかと思っております。その情報共有、それを移住希望者の方に積極的に情報提示、開示することが大変獲得に対して非常に大きなファクターではないかなと思っております。

それからもう一つ。これまでですね、もちろんこの移住者がずっと移住し続けていただくためには非常にその仕事、雇用の場っていうのが大変大きな課題でございましたが、ここ10年ぐらいのトレンドではですね、むしろ仕事の割合というのは、移住希望者の方の意向調査からすると少し割合的には減っています。つまりですね、仕事を持ってこられる移住者の方であるとか、あるいはもう来てから探しますというような方、取りあえず移住してみるという方が非常に多くございます。よって切り口としてはですね、まず黒潮町を知っていただくことがまず大前提だと思いますが、いったん移住に踏み出していただくための情報提示ももちろん必要ですけども、すべてがご用意できているのでということまではいかななくても、それでも積極的に移住者の確保に

施策を打っていかねばならないと思っております、そちらの方は何とか総合戦略の方にまとめ上げができるのかなと思っております。

それから、この移住者獲得について進めるにおいて一番の課題といたしますか、成功要因といたしますか、これはどうしても地域の皆さん、住民の皆さんのご協力あつてのことであると思っております。単純にその空き家をお貸しいただくためのご理解をくださいとか、そういうレベルではなくて、近々、総合戦略の骨子の提示の際に人口ビジョンも少し提示をさせていただかなければならないようになっておりますが、住民の皆さんにとりましては非常に衝撃的な数字が出ざるを得ないと、こういったようなことにもなっております。決して悲観しているわけではなくて、その衝撃的な数字を施策の積み上げの事業効果の積算によってどう穴埋めしていくのかということは今、作業をやっている最中でございます。そこには全力で政策立案、それから実施に向けて全力を賭してまいりたいと思っております。

人口が減っていくことでのさまざまな弊害が生じる恐れがあるということのご理解を、まず全庁的にいただいて、その中でいわゆるポジティブリスト。人口転出転入、それから自然増減、さまざまな原因があるわけですが、自然増減については少しコントロールがなかなか難しく、かつ長期的に対応が求められるものでございますが、この社会増減。こちらの方をどうしても積極的に穴埋めをしていく必要がございます。

平成23年度に少しイレギュラー値が出ましたが、そのイレギュラー値を除くと大体社会増減というのはマイナス60程度でございます。これを、できればプラスに転じると。こういった施策を、こういった事業効果がある施策をどれだけ積み上げるかによって、この社会増減が決まると自分たちは思っております。その施策の立案に現在全力で傾注しているところでございます。この人口が減ることによる弊害が町内各地で起こっていると。そしてもう少しマクロな見方を言うと、人口が減ることでの経済の縮小、これがもたらす町全体への影響。こういったものを積極的に、恐れずに住民皆さんに情報開示をさせていただいて、理解をいただきながら共に進めていくことが成功要因の一つかなと思っております。

いずれにしても、この移住者対策。現在も進めていただいている団体がございまして、そちらの方ともさらに連携を密に、そして足りない部分は補うと。そういった施策を組み上げていきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

ただ今、町長からありましたように、社会増減に積極的に取り組むと。マイナスからプラスにしていくというお話でございまして。回答の部分が上の大きい部分でありますので、私はちょっとこうまだ物事を下げてちょっと考えているんですが。

そういう状況下の中でですね、なぜこのことの質問をしたかといいますと、昨年度、私もこの移住者協議会の一員としてお仕事させていただいたんですが。その中でやはり、面談する中で、大月で畜養にかかわった方なんかは、黒潮に来て漁業に就きたい。それから夫婦で来た方は、奥さんの方が高知大学の農学部を出ていて、こちらで田舎で土地を買って、周囲のおじちゃんおばちゃんなんかとそういう農業をしたいとか。

それからまだありまして、岡山の女性の30ぐらいの方が車でこちらに面接を受けに来たことがあります。その方は、この黒潮のやっぱり自然環境に恵まれていることを気に入って、自分が林業に従事したいというお話がありました。私も自分が知っている範囲で、林業について説明をさせていただいたわけですが。そのときに自分が思ったのは、やっぱり専門的に幡東森林組合に電話してですね、組合長あたりに話を聞いたらもっとその詳細な部分分かるがじゃないかというお話をさせていただきまして。その後、すぐに彼女は幡東森林組

合へ出向き、本当に前組合長さんと現参事さんがですね、いろいろと林業の仕組みについてお話をしてくれたそうです。そのことに、本人は大変こう感激したという話を聞いております。その中で、現実には去年のことでもございましたので、来年平成27年の4月から高知県では林業大学ができると。これは香美市の方にできているわけですが。そこなんかで研修を積んで林業に従事したらどうですかというお話もしてくれたそうです。やはり、そういうふうにお互いのこの信頼関係で黒潮町のイメージアップにもなりますので、そういう小さなことがですねこう大事になってくるのではないかという考え方でですね、今回はそういう質問をさせていただいたものでございます。

それともう一つ、お願いしたいのはですね、今もありましたように黒潮まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の方針が検討されているわけですが。今、各支所においてはいろいろな施策というのが打たれております。例えば、非常に多いのが田舎暮らしを体験して町の良さを知っていただくために、移住者向けの短期滞在施設の運営や、住民からの町が空き家を10年間借り上げ、住宅の補修や改造をして移住者に低価格の賃貸契約によって利用する方法。そしてまた、宮崎市青島地区ではサーフィンや海水浴で若い方に人気があることから、空き家に移住する新婚世帯に家賃やリフォーム費を支援する事業を7月27日から開始したとか。それから越知地方では、9月2日の高知新聞に載っておりましたが、移住・定住支援ガイドというのを作成しております。これ、コピーでこの前頂いたわけですが、非常にこう子育て支援や医療、福祉、そして移住、定住とか。いろいろこう細かく説明されて、これを全戸の家庭にも配布するというような行政サービスに取り組んでいるわけですが。

やはり黒潮町としてもですね、何らかこう独自性のある施策を打ち出して、一層の移住促進が図れないかということの質問でございます。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

個別具体の施策のご質問であろうかと思っております。

現在、新たな人の流れをつくるという部門の中で移住者対策の施策の積み上げをやっている最中でございませうけれども。漠然とした移住者対策というようなことではなくて、ご指摘いただきましたようにそれぞれのフェーズによってお求めになられる施策、効果の出る施策は違うと思っております。

例えば、実際にまず黒潮町を知っていただくためには、恐らく情報発信が一番大事な作業であると思えますし、訪れていただくためにはさまざまな商品の魅力的なものの情報発信が必要だと。しかしながら、その次の段階にいった実際に移住をしていただくとなると、これまた政策が全く違ってきて、かつですね、移住し続けていただくというフェーズになりますと、これはもう完全に仕事のお話がほとんどであろうかと思えます。こういったフェーズごとにどのような政策が打てるか。つまり、新たな移住者を獲得するために一連の流れとして切れ目のない移住者対策がどうやって打てるのかといった政策の整理を、今、地方版総合戦略の中でやらせていただいております、10月末をめどに議会の方にもお示しできるのかなと思っております。

なお、計画策定の期間が非常にタイトでございまして、すべてを盛り込むことにはならないと思っております。骨子、あるいは素案の少しグレードが高いものとぐらいの位置付けでとにかく今早急取りまとめておまして、今議会、あるいはこれからの議会を通じてさまざまな政策提言をいただいたことも、さらにその政策立案に組み上げたいと思えます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番 (中島一郎君)

総合戦略の中でいろいろと打ち勝っていきたいというお話がありましたので、そのことはそういう理解をしておきたいと思います。またひとつ、いろいろと戦略を練っていただきたいと思います。

もう一つご質問させていただきたいのは、移住決定後の対応策でございます。町長のお話にもありましたように、移住が決定された場合に、私も非常に心配しているがですけれども、各地区の地区長さんへの対応と連絡とですね、どのようにしているか。それは地区の行事や奉仕活動等とのですね、やっぱり協力体制。そういう部分が基礎になってくると思いますので、そういうことの移住される方とのコンセプトをどういうように取っているかということと。

また、ある程度の滞在期間で黒潮を離れる人もいると思うがですね。その方たちに対してですね、その後のサポートとして相談や移住後のアンケート調査なんかはしていないのか。またここ3年ぐらいでですね、黒潮から離れた方は何人程度いるか。

把握していればですね、そのへんのことをお聞きしたいと思います。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

再質問にお答えを致します。

移住してくる方では町で面談もする中では、地区に入っていくときには区長さんにお声掛けなり、また地区には地区のしきたり等ございますので、それは一定そこでご説明をさせていただいているところでございます。

ただ、前段も申し上げましたように、日本国中で人の流れを変えるということですので、これからは今までのようなペースでなくて、どんと移住者も増えてこようかと思えます。現行の体制ではなかなかその受け入れ体制も体制し切れませんので、現在行っている官と民が協同している体制をさらにブラッシュアップするような形で執り行くと。現在、町は企画振興係で対応してございますけれども、それでも対応し切れない状況が見えてこようかと思えます。そういったことも含めまして、受け入れ体制も万全に整えていくことが必要になってこようかと思えます。

そして、今度町外に出られた方というのも、ある程度の個人情報との兼ね合いもございますので、構わない範囲でそれが追跡できれば、今後の施策に反映できようかなというふうに思います。

検討させていただきたいということでご答弁させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

中島君。

8 番 (中島一郎君)

官と民と協力体制ということですね、この移住促進にはぜひ取り組んでいったらいいと思います。

それでは、続きまして第3問でございます。

佐賀、拳ノ川診療所医師の地域医療に専念できる環境づくりについてでございます。これは午前中に藤本議員の一般質問もありまして、大変私の一般質問と類似している個所が多くあります。詳細に藤本議員の質問に対して回答をいただいておりますが、私は私なりに一通りまとめておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思えます。

3月と6月の定例会で、同僚議員から拳ノ川診療所の医師確保と、佐賀診療所の医師が不在となる可能性があることへの対応について一般質問がありました。

まずは、拳ノ川診療所については8月1日から鎌倉市出身の松村医師が赴任され、医療体制も整い診療開始となりましたので、地域の皆さんは一安心をしたところだと思います。

そして佐賀診療所の医師問題については、話によると、幸いにもある程度の期間診療を継続してくれるという事も聞きますが、その後どのような状態になっているのか、構わない範囲で経過の説明をお願い致します。仮に佐賀診療所に常勤の医師が不在となった場合、待たなしで高齢化が進んでいる佐賀地域の住民は毎日不安を抱きながら日常生活を送ることになります。町はこのことを真摯（しんし）に受け止め、喫緊の課題として取り組んでくれていますが、一層の努力を期待しなければなりません。

振り返ってみますと、佐賀地域には佐賀診療所と開業医の宮崎医院がありました。当時の西村医師や宮崎医師、そして現在の佐賀診療所の真崎医師には、外科内科問わず総合診療を基本に据えて地域医療に専念していただきました。このことによって、住民の信頼関係を構築するとともに、長年にわたり地域住民の生活と健康を守ってくれました。私はこのことに対して本当に感謝をしているところであります。このような経過から、地域に病院が存続されることが当たり前という認識を持っていたところですが、これからは時代の流れとともに認識を変えていかなければなりません。

このようなことから私たちはいろいろな課題を見出して解決していくために、これも藤本議員からご報告がありました。8月17日に佐賀地域の同僚議員4名で四万十町大正診療所に出向き、事務局長から診療所の運営や医師の確保の問題等々について話を聞く機会を得ました。急なことでございましたけれども、事務局長には大変ご迷惑を掛けましたが快く受け入れていただき、大変参考になることが多くあったところでございます。

ここで既に取り組んでいることも多くありますが、私なりに総括して3点について質問を致します。

1 つと致しまして、日常時から定期的に佐賀拳ノ川診療所に出向き、医師との連携強化を図ること。医師からの要望等について協議を重ね、課題を共有することでそれぞれの医療機能を高めることとなり、このことが医師との信頼関係の構築につながるのではないかという考えでございます。

2 つ目と致しまして、医療体制の充実を図ること。今回のように医師の確保の問題が生じたとき、継続的に医師確保に取り組むことへの体制づくりを強化すること。結果的に、問題が発生してから単発的に取り組むことは時間を要することにつながるのではないかということです。医師確保のネットワークといいますか、組織づくり。これは関係機関、全国の関連する組織や県、国保連合会、医師会等への働き掛けはもちろんのこと、例えば、町と友好親睦関係にある各町、県の県人会やその他の関係団体などへ積極的に参加して、医師確保の情報を網羅してはどうか。そのときには直接的な効果というのは見えないかもしれませんが、継続することによって情報収集につながり、このことが成果となって表れるような感もするところでございます。そのためのネットワークづくりに対して予算措置と職員体制の強化を図るべきではないかということです。

そして3つ目は、佐賀診療所と医師住宅の移転問題でございます。佐賀診療所の医師住宅については、真崎医師が赴任とともに医師住宅へ入居する予定であったものが、町の諸事情によって入居できなかった事案もありました。真崎医師には大変ご迷惑を掛け、今日に至っております。そして今後予測されます、南海トラフ巨大地震による津波対策の一事業として、住民の生命を守るためにも、建築後42、3年を経過している佐賀診療所と医師住宅の移転問題はもう計画段階にきているのではないかと思うところでございます。このことについて中長期的な計画はされてないのか。

この3点について質問を致します。

議長（矢野昭三君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、中島議員ご質問の、佐賀、拳ノ川診療所医師の地域医療に専念できる環境づくりについての 1、佐賀診療所の状況および診療所医師が地域医療に専念できるような環境づくりにどのように取り組み対応していくのかについて、通告に基づきお答え致したいと思います。

藤本議員のご質問でもご答弁致しましたように、町内の診療所の運営存続につきましても、黒潮町として最重要課題と位置付け、黒潮町全体で情報の共有、そして、あらゆる場面において医師確保の支援をお願いしているところでございます。佐賀診療所につきましても、何とか運営を継続していただいておりますし、現在特段の変化はございませんけれども、その運営存続のためには、何らかの方策を確定していかなければならないと考えているところでございます。それを基に、各関係機関等への協力要請等にも現在、これからも取り組んでいるところでございます。

また、地域医療の在り方、これにつきましても、黒潮町における医療体制の現状と課題、こういった部分を整理しながら検討協議も重ねてきており、医療、介護、福祉の連携が地域医療には不可欠というふうな認識も共有しているところでございますし、医師確保に向けて全庁的に取り組んできたところでございます。

診療所の医師が地域医療に専念できる環境づくり、これにつきましても、藤本議員の質問でもお答えしましたけれども、医師確保、これに伴う専任職員の配置とか、全庁的なプロジェクトチームの選任。こういった部分によって対応していくという部分も考えられますけれども、現状における職員数、それから職員体制におきましては非常に厳しいと言わざるを得ないのも事実でございます。

しかしながら、住民の方々の安心と福祉の向上のために、黒潮町と致しましても引き続き診療所の運営存続に全力を尽くしていく所存でございます。こういった部分をご理解いただきながら、これからの取り組みを見守っていただきたいというふうにも思います。

それから、質問の中で診療所の医師との意思疎通の部分もご質問されたと思いますけれども、この部分につきましても、どうしても不備があるというふうな部分も、そういう指摘がされれば致し方ない部分があるかとも思います。精一杯、医師との意思疎通を続けていっておりますけれども、住民の方々からのご指摘には真摯（しんし）に対応してまいりたいというふうにも考えております。

そして、佐賀診療所と医師住宅の建物の件でございますけれども、佐賀診療所と医師住宅は昭和 47 年の建築でございます。築後 43 年が経過して、老朽化が指摘されているところでもございます。また、ご存じのように津波浸水区域内にあることから、建て替えまたは津波浸水区域外への移転、こういった部分の方向性についても、いずれかの段階において示さなければならないというふうに 6 月議会で町長も答弁しておりますとおり、私どもも考えております。しかしながら、現時点におきましてもその方向性を確定するまでには至っておりません。

以上、今後も診療所の運営存続に全力を尽くしていく、取り組んでまいりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で中島議員への答弁とさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

これからも町長を筆頭に最重要課題として、ぜひ行政の中でも真摯（しんし）に取り組んでいってもらいたいと思います。

この質問は終わりました、続きまして第 4 問目と致しまして、伊与木川の土砂取り除きと坂折公園の周辺整備について質問を致します。

平成に入り、上分地区の浸水対策の一環として伊与木川の河川改修工事が施工され、その一つとして宮前橋下流に高知県が事業主体となり、可動堰（ぜき）延長約 40 メートルの工事施工をし、平成 14 年度に完成されたのではないかと記憶をしています。完成とともに、高知県との管理委託契約の締結によって佐賀町が管理をしていましたが、伊与木川の水量が平常時の場合には可動堰（ぜき）は起立状態を維持しています。しかしながら喫緊の課題は、台風や豪雨によって河川の増水があった場合に当初の計画からは予想をはるかに超え、可動堰（ぜき）は一気に倒伏をして、流速によって護岸や河床の土砂は急激に下流へ流されて体積する状態が続き、この対策に毎年追われることになりました。最終的には可動堰（ぜき）の施設自体も土砂が堆積して、復帰することができなくなり、平成 20 年度には可動堰（ぜき）上流に人工堰（ぜき）、これは導流堤のことでございます。を計画することで地域住民への説明があり、人工堰（ぜき）が建設されたことを記憶しております。

なかなか文章では説明しにくいんですが、当初この 40 メーターぐらいの可動堰（ぜき）がですね、こういうふうはこちらが上流でこちらが下流ですけども、ここにポンプ室がありまして、こっちからエア、空気を送って、可動堰（ぜき）はずっとこういうふうに大きくなります。この直径が約 1 メーター50 から 1 メーター70 ぐらいこう平常時はあったと思うんですが、これがですね、この可動堰（ぜき）の点場から 30 センチぐらいまでで常時水がオーバーフローして下流へ流れる仕組みになっております。ただ、豪雨のときには、この 30 センチに到達をいたしますと、これが 30 分間くらいかけてですね、じっとこうすぼむわけですね、こういうふうに。最終的にはすぼみましてこういう状態になるのが理想ながですけども、残念ながらあそこの可動堰（ぜき）はですね、この上流から下流に水が流れるときに、普通はこの 90 度に、直角的に水が並行的に当たればいいわけですけども、あそこは伊与木川がちょっとカーブになってきておりますので、この 30 分ぐらいにこう小さくなってすぼんでいく間にですね、この 5 分程度したらすぐに、ここがこういうふうに折れるようになります。だから、この状況はバケツで水を移したときに真ん中あたりでゴーツと流れる。そういう状態になりまして、非常にこう流速が早くなり、上の土砂を下へ流す。最終的には、この可動堰（ぜき）も土砂が来て埋まってしまいました。そしてこの下にですね、公園がこちらにありますので、公園に渡るために仮設の道路や飛び石をやっていたわけですが、そこも全部下流ですので、土砂に埋まりました。そういうことから、平成 20 年度にこの上の部分に導流堤、私の場合は人工堰（ぜき）という書き方をしておりますが、それを造ったわけでございます。

この結果、周辺の自然環境は年々変化しており、人工堰（ぜき）の上流は河床が掘り下げられ、このため護岸への支障も見られることから、地域住民は豪雨や台風時のときにはいつも心配をしているところです。また、人工堰（ぜき）の下流においても土砂の流出がひどく、工事施工前と比較した場合、土砂の堆積量は毎年増加傾向にもなっております。このことが原因となって、周辺の自然環境の悪化を招く結果にもなっています。そして、7 月 2 日には黒潮と町議会、産業建設厚生常任委員会、そして県幡多土木事務所の 3 者で県道や河川等の県管理個所の現地視察があり、その場で経過説明をさせていただいたところでもあります。9 月に入り台風 18 号の影響による大雨で、皆さまご存じのように関東や東北地方では記録的な豪雨が続き、甚大な被害が発生を致しました。ここでも堤防の補強対策の遅れが問題視されているところでございます。

このことにかんがみ、伊与木川のはんらんや災害防止の対策として土砂の取り除きが早期に施工できないか、このことについて問います。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、4、伊与木川の土砂除去と坂折公園に関する質問にお答え致します。

この公園は先ほどの質問にありましたように、平成18年度から平成22年度にかけて整備した河川公園であり、河川法に基づく専用許可を受けている所でございます。

質問のように、対岸に渡る飛び石付近や本流周辺等では増水や洪水のたびに土砂の堆積が見られ、河床そのものが高くなっている場所がございます。また、河川の水位も四万十川からの発電に伴う放流も相まって、年間を通じて高い状況で対岸に渡れない日々が多く、公園の利用に支障が生じています。この解消を図るために、公園整備の当時からいわゆる沈下橋の計画もしておりましたが、なかなかそこはクリアせずに、飛び石で施工した経過がございます。しかしながら、抜本的な対策を施す必要があると考えております。

これまで、幾度となく伊与木川中洲広場への架橋建設に関する請願書も出され、平成25年6月議会で採択されているところでございます。

河川の土砂の除去につきましては、毎年のように幡多土木事務所に要望し、昨年度を含めこの付近で2年連続して除去していただいた経過がございます。しかしながら現時点においても、本流を含め大量の土砂が堆積しています。従来の河床まで除去するとすると、多額の経費とそれを処分する残土場の確保が必要となりますが、引き続き県に対して土砂除去の要望活動を積極的に行っていきたいと考えております。

一方、この河川公園の利用促進を図るためには、対岸に渡る飛び石の管理はもちろんのこと、提案のあった、提案はないですが、この飛び石の管理については十分対策をしていきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

土砂の届け出については幡多土木と協議して今後取り組んでいくということでございますが。

課長の方から坂折公園のことについても今ちょっとお答えがあったわけですが、私なりに考えている点がありますので、一つ質問をさせていただきたいと思えます。

伊与木川の河川工事に伴いまして、中洲に周辺地域の皆さんの要望から、まちづくり交付金事業によって坂折公園としてですね、7,000平米ぐらいが整備をされております。先ほど質問したとおり、可動堰（ぜき）が平常に稼動していれば以前は仮設道や飛び石等によって公園の利用をてしていましたが、ここ数年は土砂の体積によって利用することができなく、公園の利用者は川を渡らなければならない状態となっております。国道沿いには坂折公園の観光案内板を設置しているのに、伊与木川の人工堰（ぜき）、これは導流堤の上部を渡って行かなければ公園の利用はできない。利用者にとっては大変不便で不親切な形となっております。本格的な橋りょうを設置することになれば、今課長からもありましたように、建設費が莫大な金額になることが予測され、また、高知県との河川管理に関する件についても課題が発生すると思えます。

ここで、暫定的な考え方ではありますが一案としてですね、毎年5月3日にあそこでカツオ鯉のぼりのイベント等が行われております。その期間から、せめて10月ごろまでの一定期間になりますが、公園の利用ができるように。これは間伐材の再利用等によってですね、軽微な橋の設置ができないかということです。橋台部分はエッジで杭に組みまして、その上に60センチぐらいの道板を掛けまして、それを歩道として公園の方へ渡れば利用度も増すのではないかと。川が増水した場合には、自動的に上の部分の歩道、道板は流れるわけですが、右岸左岸からワイヤーロープでくくっておれば、またそのことは現状復帰。人力でございませうけれども現状復帰ができますので、そういう方法でも考えられないかということが一案でございます。これは伊与木川に昭和30年ごろまで橋りょうがないときですね、地域の人が便利さを確保するためにこういう橋を架けておりました。そういう方法でもぜひ考えていただきたい。

また、この坂折公園は公園内の管理委託を坂折区長を主として契約され、年に2、3回公園内の草刈り作業や

維持管理もされておりますので、いろいろな面から考えて公園の利用度を高めてもらいたいという質問でございます。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

まず、飛び石につきましてでございます。非常に河川法というのは非常に厳しい法律でございまして、私の知る限りでは本当まれに見る厳しいような法律でありまして、現在、河川法の第24条で河川の専用の許可をいただいています。工事に当たっては、例えば、第25条では土砂等の碎石の許可の工事、許可。そして第26条では工作物の新築等の許可ということで、非常にその工事のたんびにそういう許可が要るというような法律の仕組みでございます。また河口付近、例えば佐賀漁港の付近にそういう河川区域の中にそういう障害物、いわゆるそういう畜養施設とかそういうものがあれば非常にそこにも許可が要るわけで、非常にそういう河川の流れを阻害するものはなかなかそこに設置してはならないような大きな流れになっております。

で、この飛び石につきまして、いわゆる石底の高さ、あるいは飛び石の高さ等、それから流速、それからそこにたまっているその土砂の量等で、現在は仕組み的には飛び石からマイナス15センチのとき、計算上は上流堤が3.6メートルの基準高でありますので、そこから越流した、超えても飛び石はマイナス15センチということで現在流れるようになっておりますが、現実的にはそこに土砂が堆積して河床が高くなって、なかなかそこが水がいつも流れておる。しかしながら朝の6時の段階で見ますと、伊与木川の放流がない状態でありますので通れる時間帯もありますし、それから冬場においては、湯水期においてはそこが通れる状態もあります。年間、なかなか利用しづらいというところが現状でございます。

この流れる橋についてですね、これ河川課と土木事務所に事前に協議をしました。いわゆる新築の工作物を造るとなると、許可が要ります。たとえワイヤーであっても、それを固定とするものであれば許可が要ります。しかしながら、流れる橋ということで一時的に木橋として、例えばロープでそれを一時的にイベント等にして使うということについては管理の範囲ということを回答いただいておりますので、ちょうど平成28年度3月31日をもって更新時期を迎えますので、そのタイミングにおいて県と十分協議をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

課長の苦勞もよく分かるわけですが、確かに、この河川の管理の許可を取るといことは大変なことでございます。

原因がですね、振り返ってみますとあの可動堰（ぜき）にあるわけですので、あの可動堰（ぜき）が平常時にちゃんと起立しておればこの問題はないわけですので。やはりそういう含みもですね、幡多土木の方へはぜひこの経過というものを大切に持ってもらいたいと。そういう方向性で来年度の許可申請のときに取り組みでいきたいという回答をいただきましたので、以上をもちまして私の一般質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、午後2時25分まで休憩致します。

休 憩 14時 11分

再 開 14時 25分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、坂本あや君。

1 番（坂本あや君）

一般質問をさせていただきます。

今回お伺いしたいのは2点です。

この質問は大変よく似ておりますが、管轄の課が違いますので、それぞれに分けてご質問させていただきたいと思います。大体この内容については地域の福祉というか、高齢者の福祉、それから地域で幸せに暮らしていく、その仕組みづくりということで、両点とも同じ主旨がありますが、それぞれ運営が違っておりますので、分けて質問をさせていただくことと致しました。

まず、集落活動センターの今後の取り組みについてということですが、何度かこの質問はしておりますので、またかなというふうな思いがあまりではないかなと思うんですけども。前回質問したとき、私、あまり実態について自分が直接現場を踏むということがあまりありませんでしたので、あまり深めた質問ができなかったなと思っておりました。今回、少しやはり地域の現状というものを学ばさせていただく機会がありましたので、その点についてちょっと心配だなと思うところがありまして、今回も質問をさせていただくことと致しました。

カッコ1の部分でございますが、黒潮町は防災に関しても地域担当制を敷いております、これは大変地域にとってはうれしい取り組みだなというふうに感じております。これを対比してここで出ささせていただくのはですね、やはりこの集落の維持ということに対してもやはり町の支援というものが、集落にとっては大変大事になってきているのではないかなということで、こういう取り組みが、まさに集落を支援するに当たっても必要ではないかということから、この質問をさせていただいております。

まずは、この1番についてのご答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは坂本議員の一般質問の1番、集落活動センターの今後の取り組みについて、大変詳しく書かれた通告書に基づきまして、ご答弁をさせていただきます。

集落活動センターは、旧小学校区の地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等拠点にして、地域外の人材も活用しながら、近隣の集落と連携を図り、生活、福祉、経済、防災などの集落再生のシナリオを描きそれを実践していくことが求められており、現在、黒潮町内では2カ所開設をしております。

議員ご指摘のとおり、集落活動センター事業は、地域の自発的な活動に対して行政が支援をするということが基本であり、その支援を行うかどうかは地域の意向に沿ってということとなります。

また、この集落活動センターは高知県の地方創生総合戦略でも、小さな拠点づくりとして開所数その目標設定となっておりまして、県の総合戦略を勘案して行動を取る黒潮町と致しましても、まち・ひと・しごと創生における黒潮町版総合戦略の中で基本目標の一つに掲げ、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するその策定部会で戦略を協議しているところでございます。

小さな拠点づくりとして、集落活動センターの設立手順は、まず区長会等を通じて集活センター事業の周知

を行い、興味を持たれた地域があれば、随時校区単位での基本とした説明会を開催致します。そして、集活センターを立ち上げるか否かのご意見を確認し、立ち上げを決定された地域から、行政もかかわりながら、地域リーダーや関係機関との協議を重ね、集落再生のシナリオとなる地域ビジョンの作成を進めてまいります。

しかしながら、地域ビジョンを作成する過程からセンター運営にかかる行政支援は、現行の組織体制では既に限界に達してございまして、新たな支援体制が必要とされており、今後の検討課題として町職員による支援チームの編成のほか、必要に応じてコンサルティングの活用も考えられます。

さらに、設立を希望される地域が多くなってまいりますと、よりその必要性が求められることとなりますので、例えば、それぞれの地域の弱い部分を知っている町職員による防災地域担当制を持ってチームの編成をすれば、即効性が期待できるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今ご答弁いただいた中で、思ったより前向きな姿勢が示していただけたなと思って、大変うれしく聞いておりました。

その一つとしては、もう集落がですね、自力で集落を維持していこうと思っても、なかなかその集落が限界に達しているような状況が見えていると。これはもう集落だけでは無理だろう。やはり行政がかかわって、集落を維持するために支援をやっぱり続けていかなければいけない、というご答弁だったと思います。

そしてもう一つ。ではその支援体制をどうするかということでございますけれども。それについては、今ご答弁があった弱い部分を知っている、防災での地域担当制の制度を活用した取り組みを入れていきたいというご答弁でございました。大変ありがたいご答弁が返ってきたなと思っております。私も、この1番の答弁の後にご質問しようと思った内容が既に返ってきたなと思ってんですけども。

住民という方々は、これも以前何回かお話ししたことでですけども、自分の仕事を持った上に、集落に帰って集落の活動に参画なさるわけです。それは役場にお勤めになっている職員さんも、やっぱり集落の中に帰れば一人の地域の住民であられるということで。

それで、前回地域担当制を敷いたときはですね、自分の集落以外の所の地域担当であったことと、19年ですね、この中にもありますけれども。

それともう1点はですね、合併したばかりでしたので、できたら新しく合併した地域を知った方がいいんじゃないかということで、よく佐賀の課長さんがですね、今日は集落でお祭りがあったのと言うて、道をとぼとぼと歩いていかれるシーンとか見せていただきまして、集落に入っていたいただいている実績もよく見せていただいたことでもございましたけれども、やはり今回はそれとは違うということですね。やっぱり地域の現在の防災にかんしての担当制と、これからの集落活動の支援というのを結び付けていこうというご答弁だったと思うんですが。

そういう認識でよろしいでしょうか。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

職員による防災地域担当制の基本は、職員の出身地を前提としておりまして。とりわけ小字の部分に至るまでを掌握する職員がおればそれに越したことはないんですけども、なかなか現在の職員採用の実情から致し

ますと、すべてにおいて出身地というわけにもいきません。ただ、関係する業務の中で、その地域地域に赴いて事業をされる職員もおりまして、当然において地域の事情も掌握していくことになります。

また、防災地域担当制に入っていくことで、先輩から後輩へ引き継いで地域の実情もまた伝えられていって、よりその隅々まで目が届くようになってまいります。防災を切り口として、いろんな展開もまたできようかと思しますので、一例としてお答えをさせていただきました。集活センターだからまた新たな別のチームを編成するかというのではなくて、やはり地域に入って活動されている職員の方がより即効性があるのではないかとということで、ご答弁をさせていただきました。

また、職員に致しましてもプロフェッショナルではございませんので、例えば経営部門になってまいりますと、それ相当の知識を持ったコンサルティングも必要になってきようかと思えます。そういったことも、地域と職員とが一緒になって考えていく中で、また新たなアイデアも生まれてくるかもしれませんし、そういった取り組みを今後続けていかなければならないとの認識でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本議員。

1 番（坂本あや君）

私も職員の方々が、やはりプロではないというふうにも思っています。ですが、地域の構成のメンバーであるということには間違いのないと思います。

ですから当然ですね、やはりその地域に住んでいけば、皆さん、行政の職員でない方は別の仕事をしながら地域づくりに一生懸命携わっていく。だから、行政のプロだから地域に助言をすることもたくさんあると思うんです。またこれからはですね、そういう力がないと集落はもう持たないと思います。だって60までの若い方というのは、役場にたくさんいらっしゃるんですよ。ですから、もう若い方のその職場というのは役場が一番大きな就労の場であって、地域を支える人材が非常にそろっている場所であるということだと思えます。ですから、そこにいらっしゃる方々が地域のために自分たちの身に付けた行政の知識を生かしていただけるということは、大変地域にとってはありがたいことだと思っています。

また、別な仕事をなさっている方については、やはりその先ほどおっしゃってました経営のプロではないというお話がありましたけれども、地域の中には経営のプロの方もいらっしゃるかもしれない。そうしたときには、そうしたプロのノウハウを地域の中で生かしていただく。そういうその持ちつ持たれつの仕組みというのが、もう黒潮町だけではないですけど、全国には必要な時期に来ているなというふうに思いますし、その核はあくまでもやはりこの黒潮町というような小さな自治体の中でどこが担うかという、やはり若い職場。黒潮町役場の皆さまにこれからますます荷が掛かってくるのではないかなというふうに思っております。あれもこれもやれと言われて大変だなあというふうな思いを持っていらっしゃる方もあるかとは思いますが、地域の方々もやっぱり一生懸命やっていただいております。やはり、同じ立場で仕事を進めていく、地域の集落を守っていくということが大切な時期に来ていると思っております。

その中でですね、具体的な取り組みとしてなんですけれども、先ほど課長からもご心配のあった経営というような部分なんですけれども。私は集落活動センターというのは、県の方からすると、自分たちで収益を挙げ、その収益によって生産活動も行って収益を出して、その出した収益で維持をしていってくださいねというのが大前提のものになってきてますけど、そういうことにあまり縛られる必要もないのかなと思います。

例えばですね、今いろんな集落で夏祭りを大変にぎやかにやっていただいております。私はね、これが一番ね、集落活動センターの一番大事にするべき姿だと思ってるんです。ですからそこの中には収益を出して還元する

とかいうようなことはですねあまり考えなくても、私たちの地域ではいいのではないかなと思います。

特産品を作って売らしましょうとかね、それから、いろいろな取り組みの中でどんどんどんどん集落活動センターは利益を挙げてくださいねっていうふうなお話がやっぱりよく聞かれます。それはなぜかなと思うと、中山間の集落の維持再生に向けた拠点づくりというのを県が出してますけど、その政策をつくっているのは産業推進部の中山間地域対策課が出してますよね。それが全国知事会の中ですね、評価を受けて今回の地方再生のモデルとかっていう形にもだんだん挙がってきてるんだと思うんですけども。私はここであんまりね、こういう産業振興っていうことをメインに置いた集落の活センターの動きというのはね、私たち地域の中でちょっと危険かなと思う部分があるんです。そら、特産品を作って売れたらそれに越したことはないです。それでみんなが潤って、そのお金で旅行へ行きましょうとかね。それから何かもっと違ういいものを買おうとかね、そういう喜びにつながっていく部分はとてもいいんじゃないかなと思うんですけど、それを目的にしたいことが大事なんじゃないかなと思うんですが。

そのあたりは課長、どうでしょう。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

経済ということをごらんと私の方から申し上げましたけれども、集落の皆さんが大勢集まって一つのことに對してどっと盛り上がるのであれば全然それに越したこともございませんけれども、それがまあ、夏の例えれば花火1回で終わり、盆踊りで1回ということではなくて、集落を維持存続していくためには、やはり小さな経済がないと継続性が担保できないということになるかと思えます。いつまでもボランティアで、いつまでも身銭を切つてということでは、なかなか大変になってまいりますので。農林業は確かに豊富にあるかと思えますけれども、一定小さなマーケットでもつくって、地区外から外へ商売を打っていく。大きく言えばそういうことですが、外貨を稼いで地域を守っていく。そういうシステムをつくらないと、地域は存続にならないというのがあるかと思えます。

その考え方ですので、要は職員にしてみたら中山間のいろんな事業メニューがございます。それを地域に紹介しながら、それをどう工夫して使っていくかといったこともまた必要になってきますので。事業をやらなければならぬとか、どうかということじゃなくて、困っている所へ向いて差し伸べれる事業はこんながありますよみたいなもの、また町の職員の務めかと思えます。

しかしながら、小さな経済をつくっていかないと、やはりいつまでもお金の出しっ放しでは継続性が担保できない。ましてや若者が地域に残っていくこともないのかもしれないかもしれませんので、新たな仕事をつくる意味においても集落を存続させるためには経済活動が必要ではないかということをおし上げました。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

今おっしゃったお金の出しっ放しっていう部分なんですけど。そのお金の出しっ放しっていう部分に対してもですね、集落活動センターの支援事業っていうのは、1年、2年、3年のうちに県が半分、町が半分で、施設整備、それから集落支援員さんの人件費ですね。今それ以上のものは、まだなかなか確定にはなっていないという部分があると思うんです。

町長が先ほど説明ありました、今度新しいまち・ひと・しごとづくりの中の総合戦略ですね。その総合戦

略の中に今、課長の方から資金的な援助という話が出たのでお聞きするんですけども、その資金的な援助というのは総合計画の骨子の中に入ってくるんですか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答え致します。

骨子の段階で盛り込むことができるのかどうなのかは別にして、もう既に政策としては挙がっております。

それから、一番心配されるのは、集活を立ち上げて3年で独立してくださいねというのが県の主旨なんですけれども、その際に一番経営圧迫になるのが、それまで雇用されていた支援員さんのお給料を満額継続していきましようという、この人件費が一番の経営圧迫になるわけでございます。しかしながらこの集活センターの有償支援員さんの設置が必須ではないので、例えば議員からご指摘がありました、今既に活動されている所です、そういった所を、例えばこのスキームを使って、この集活で一番利用させていただいて効果が高い設備投資です、その設備投なんかをこのスキームでできるようになっております。今からの活動を継続していくために、少しここで改修であったりとか、設備増強であったりがあると、もう少し効率的に。あるいは、2回集まっている所は3回にとか。そういったことで使用頻度が高まるような、あるいは活動量が増えるようなことであれば、積極的に支援をする必要があると思います。

一番は、地域の方がどういった形で合意形成をされるか。つまり、地域支援員さんはうちの地区には必要ないねと、みんなで今までの活動を盛り上げていきましようということでも全然集活は入るわけですから、将来を見越したときにどこが経営圧迫になるのかという見通しは、総務課の方でしっかりと見直しをお示しすることができると思います。そういった情報提供をさせていただいて、地区の皆さんがどのレベルで、集活でコンセンサスを取り付けるのか。こういったことになろうかと思えます。

いずれにしても、通告書にも盛り込んでいただいておりますように、なかなか単一地区ではこれから地域運営がなかなか難しいといったような所が、特に中山間の方では顕著に表れているという現状は、もう職員一同全員共通認識であります。そういった所に、できれば単一地区ではなくて複数地区。そして一番密接な関係が、これまで歴史的に築き上げてこられた旧小学校区単位が一番活動として望ましいのではないかというのは、これも県の見解でもございまして。そういった枠組みの中で地区の皆さんとコンセンサスを取り付けて、自分たちの地区に集活を入れるのかどうなのか。そして、集活を入れるとすれば、どういった活動をやっていく組織にするのか、体制にするのか。こういったことを少し時間をかけてやっていきたいと思えます。

総務課長も申し上げましたように、どうしても固定費が発生を致します。そうなりますと、1円の収入もなくということにはなかなかちょっとなりにくいのかなと思っておりますが、固定費の償却ぐらいでありますと、まあそれほど大きな規模の経済活動にはならなくても十分なのかなと思っております。

よって、あまり早急にがちがちの計画を組むよりも、手近なといいますか、自分たちが担保できるような活動量からまず始めていただいて、それから少しずつオプションを付けていくと。こういったことが大事なのかなと思っております。

現在、町内にはもう既にこの集活センターと同様の活動をしていただいている団体が幾つかございまして、そういう所には、そういった主旨でご説明もさせていただければと思っております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

私も集落の支援というのはやっぱり、これももともとそうなんですけど、集落に合わせてというのが大前提だと思ってるので、よそから来た人の力もちろん借りて、いろんなアイデアも借りて、それから一緒に頑張っていたことというのはもちろん大事なことだと思ってるんです。ですけど、それは地区の状況によりますし、無理な経済活動に執着しないで、やはりできる範囲のものでいいという地域も中にはあると思ってるんです。

一番の目的というのは、住み慣れた地域でいつまでもお暮らしになりたいという方々の支援と、それからできたらですね、地域の中で子どもや孫たちと一緒に楽しく過ごしていきたい。それから、荒廃する農地を守りたい。この荒廃する農地を守りたいということがですね、その地域の中の小さな経済を回すというところで大きなポイントになる部分ですね。それがもともと今の地方創生の以前からありましたことですけども、今の直販所がこれだけ大きなビジネスモデルになってきているというのは、やはりそれは小さな経済から始まった事業ですね。地元にあるA級ではないB品の商品でもやっぱり十分おいしくて、無駄なく使えて、捨てるものをお金に換えてくることもできる。その中で今は非常に大きな、全国的にも経済活動の拠点となってきましたので、また少しハードルが高くなっているという部分はあるんですね。地元の中から言うと。やはり、ビジネスが大きくなれば大きくなるほど、それに対応していくノウハウをきちんと身に付けていかないと、もう直販所でもですね、庭で作ったものをはい出しましょうというような時代ではもうなくなってきてるんですね。ここへ、今度参入していくような小さなビジネスを集落から立ち上げていこうということになると、かなりのノウハウが必要になります。だから、これから目指すところというのは、地域内でお金を回して、地域外に出さないということも一つ大きな、小さな経済を回す一つの仕組みだと思ってるんですね。

例えば、今はですね、地域の中には病院のある所もありますけど、ほとんどの所が、美容院もない、床屋もない、販売するところ、デパートもない。もう、何か無い無い尽くしみたいような集落のような姿に見えるんですけど、実は地域にあるものを集めて、そしてそこを集めてくると結構商品があったりなんかして、それでお弁当を作ったり、それからエプロン縫ったり、てごを作ったり、それは地域の中で地域の人たちが消費する一つのものとして、動いていたりもするわけですね。集落活動センターがこれから目指すべきところというのは、一番最初の直販所みたいな、はしりの端にちっちゃなちっちゃな直販所みたいな、良心市に毛が生えたようなですね、そういうようなものから地域の経済を中で消費して、なるべく外に出さないようにしていくという仕組みを入れてやるのが、私は集落活動センターのこれからの取り組みでは非常に重要な部分じゃないかなと思うんです。その上で力がついてですね、特産品ができて、外に売りに行くというようなことができればいいと思うんですけど。まずは地域内で、あるものを採って、組み合わせて、商品にして、自分たちがおいしく楽しくいただく。利活用するところから始めると、そんなに無理なく始めていけるんじゃないかなと思うので、ぜひ、私はこの各集落にですね、ほんとにそういう所が一つずつできればいいなというふうに思います。

今、ちょっとダブりますが、あつたかふれあいセンターの方に来られている利用者の方でも、商店が今まで地域に入らずうっとうしく回って食料品とか、それから雑貨とか卸してくれてたんですけど、そこがもうなくなったので、一人では買い物に行けないので、あつたかでお世話になりたいというような方なんかも、もう既にまた出てきています。

それで、今は中山間がほんとに目を、この事業で中山間の取り組みとしてやっていますが、実際まあ黒潮町なんていうのはもう全部が同じような条件ですので、人が多くなれば多くなるだけ利用者も多いというような状況になってきてますので、各集落ごとにそういう取り組みというのをほんとに入れていかないといけないぐらいなものになってきたなと思います。その集活は学校単位のペースで入れていくということでしたけれども、

ほんとに今からできる所はですね、各集落でどんどんそういう取り組みを入れていかれたらいいんじゃないかなというふうに思いますし、それがまた地域の人たちの生きがいにもつながっていくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが。

ちょっとそのさつき町長が言われた中で、予算は入れられるか入れられないか分からないっていうことでしたけど。そのこれから3年間で過ぎてですね、県費と町費との半々の事業費が済んで、一番は事業で、集落の学校が使いやすいような形になって、これから将来使えるような整備が、今回の事業で入れられると。

でもその後、いろんな形で、行政の方の財政支援というのは今のところ具体的にはないということではないでしょうかね。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

集活のその4年目からの継続に対する町の支援はみたいな、そういうご主旨の質問かなと思っておりますが、やられている事業に対してですね、将来展望をしっかりと経営収支を立てて、それぞれの個別事業について判断をしていくことになろうかと思っております。

そこがですね、あまりちょっと大き過ぎると、ボリューム的に、それが圧迫になろうかと思っております。なので、スタート時点でよくよく考えて、議員と恐らく共通認識であろうかと思ひますけれども、スタート切りやすい、そういった感覚を持ってスタートを切ることも大変重要かなと思っております。そうすることで、将来の経営圧迫要素をできるだけハードルを下げておくと。下げておいてスタートをすることが、一番の継続になるのかなと思っております。

少し重複致しますが、最も経営圧迫なのがやっぱり支援員さんの人件費になっておまして、その支援員さんとして特別配置をしなくても自分たちでしっかりと活動やっつけていけますということになって、小規模ながらも経済活動を行っていただければ、発生する固定費の償却なんかはそれほど大きな問題ではないのかなと思っております。

ただし、先ほども申し上げましたが、何かの事業をその集活のスキームでやろうとして設備投資をする際には、少し事業化についての判断は行政の方で。どうしても税金でございますので、しっかりとした経営収支の点検であったりとか、そういった事業判断はさせていただくことにはなります。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

はい、分かりました。事業化ということは、今の集落活動センターの県や町の補助というだけではなくて、これからのその集落活動センターが進んでいく方向に合わせて、いろいろな事業を導入しながら支援をしていくという結びでよろしいのかなと思って聞いておりました。

次に移らしていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、2番のあったかふれあいセンターの運営についてということでお伺ひします。先ほどもくどいように言ひましたけれども、本当に集落活動センターと、あったかふれあいセンターの仕切りはどこにあるのかというぐらい、よく似通った事業だなと思っておますが。

まず、この高知型福祉といわれる本事業への取り組みについてということでご質問するわけですが、本事業は収益を生む事業ではないため、将来的にも地域の予算措置が欠かせないという部分ですね。これが、集落活動センターは自分とて一生懸命頑張っけて収益を出して維持しなさいねというのが今の前提でしたけども、

今回、今の町長のお話からするとですね、私も認識あるんですけど、そんなに無理して集落活動センターで収益挙げなくてもいいよと。あったかふれあいセンターにお金を出すぐらいよね、もうけなくてもいいよというような話だと思うんですが。

そうなったときにですね、この集落活動センター、もうない所もありますし、あったかふれあいセンターの独自の運営というのはどうなっていくんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の一般質問の、あったかふれあいセンターの運営についてのマルの1番ご質問の、あったかふれあいセンター事業の今後の取り組みの継続の方向性についてお答えします。

あったかふれあいセンター事業につきましては、ご存じのとおり平成23年6月にあったかふれあいセンターこぶしを開所したことを皮切りに、平成24年6月に北郷を、また、平成25年10月によりあいを開所し、現在3カ所のあったかふれあいセンターの運営を行い、地域福祉の向上、高齢者福祉の向上などを目標に取り組みを進めているところです。

本町でのあったかふれあいセンターの位置付けにつきましては、平成23年度に策定をしました黒潮町地域福祉計画で出された、本町の福祉に関する13の課題を解消するための施策として導入を図り、事業を推進しているもので、住民の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、現在、高齢者福祉、地域福祉の主軸の事業として取り組みを進めているところでございます。

さて、ご質問の将来の取り組みの予定につきましては、将来の黒潮町の状況、住民の皆さまのニーズの変化が予想できないところではありますが、引き続き住民の皆さまのニーズがあり、また、高齢者を取り巻く状況の変化等にも対応できる事業であり続けることができるようでしたら、現時点では可能な限り存続させていくため、予算措置につきましても検討をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ありがとうございます。存続していくということでしたので。

私もね、これはどちらかというと、集落の集会所が大体単位ぐらいで動いていくのかなというふうに思っているんですけども。中には集落活動センターと一緒にいる所などもありますけれども。センターを置けない所はサテライトという形で、今も実施をしていただいています。今年が三浦地区と、それから馬荷地区。蛸瀬ですね、馬荷というよりは、蛸瀬地区の2カ所がですね、サテライトとして運営されています。この利用の状況というのはですね、非常にどこへ行っても人気が高いと思います。

それで、ここで私が何回か入らせていただく中で思うのはですね、やっぱり人の中でお元気になれる方が大変多いなあということでした。今年は、私が行かせていただいたのは馬荷小学校跡と、それから北郷の小学校跡の夏休みにも行かせていただいたんですけども、非常に子どもたちがですね、どちらもたくさんかかわってくれています。馬荷は当然学童がありますので、日常的に夕方には子どもたちが帰ってくる。でもその間にはですね、利用者の方はお帰りになるので、少しスライドがあるというような形なんですけれども。夏休みには、やはりその同じ施設を使っているのもので合同で事業をやったりしまして、非常に、カレーなんかを作って一緒に食べたりとか、いい事業だと思いました。

そして、北郷では総勢 58 人いらっしゃいました。子どもと高齢者と。それのおそうめんを作ったり、てんぷらを作ったりとかいう形で、ほとんどボランティアの方がですね、ずうっと一生懸命作ってくださって、自分所の野菜を持って来て、これで何か作ろうかしらというような形で支援をしてくれています。それもちゃんと、きちっと何らかのお礼はするとか、買い取りをするとかいう形で対応はしていただいていますけれども、なかなか経営は大変だなと思います。

それと、ですから、この事業続けていくためにはどうしてもやっぱり町の覚悟がないと、じゃあみんなボランティアさんたちで一生懸命頑張ってねって言うだけではいけないと思いますので、そのあたりのことについてはこのほかにも支援というのを考えていらっしゃるのか。

お答えいただけたらと思います。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

坂本議員の一般質問にお答えします。

議員の方は予算措置についてご心配をいただいておりますので、予算措置について若干説明をしていきたいと思っております。

現在、3 つのあったかふれあいセンターの予算措置につきましては、一つのあったかふれあいセンターで、基本的にスタッフを 3 名雇用して運営することとしております。そのため、本町では 1 カ所当たり約 1 千万円前後の予算措置が必要な状況です。そのため、平成 27 年度の当初予算では総額 2,957 万円の予算を確保させていただいております。

あったかふれあいセンター事業につきましては、基本的に高知県からの 2 分の 1 の補助により事業を実施することとなっておりますが、過疎債を充当して実施することも選択できることとなっております。本町におきましては過疎債を充当して実施することとしております。この過疎債につきましては、今後策定予定であります平成 32 年度までの過疎計画に記載される予定であり、将来の予測はできないところではあります。平成 32 年度までは過疎債の対象事業で実施できるものと考えております。

議員がご心配されますように予算的な問題はありますが、将来につきましても、この事業がより効率的で、これより有利な事業がなく、また、住民の皆さまのニーズも引き続きある場合は予算の確保について検討を行い、事業の継続に向け検討をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

ありがとうございました。

大変な事業になるし、個所が増えればそれだけいろんなことで大変なことになるとは思いますけれども、やはりやらなければならないことはやらなければならないと思いますので、どうぞ頑張ってください。お願いします。

それとあと、ちょっと今のと似てしまいますけれども、集会所とか、学校跡とか、国保の保健福祉支援センターで実施されていますけれども、NPO の方をお願いしたりとか、社協さんをお願いしたりとかいう形で今は運営されていて、地域に出ていっていただいているんですけども。

その専用の施設を使うわけではありませんので、やはり仕事をする限りは、その環境の整備というのは、私

は役場の義務ではないかなと思うんですけども。そのあたりについてお伺いしたいですが。

(健康福祉課長から「2 番目」との発言あり)

2 番目です。すいません。

議長 (矢野昭三君)

健康福祉課長。

健康福祉課長 (宮川茂俊君)

それでは通告書に基づきまして、坂本議員の一般質問のあったかふれあいセンターの運営についてのご質問のマルの2 番のご質問、あったかふれあいセンターの環境整備についてお答えします。

あったかふれあいセンター事業につきましては、住民の皆さまのニーズにも応えやすく、また、地域福祉や高齢者福祉の向上のため、効果的で取り組みやすい高知県の補助制度であると考えております。

しかしながら、この高知県あったかふれあいセンター事業につきましては、施設の新設や改修、備品の購入など、ハード整備については補助の対象にはなっておりません。このため、あったかふれあいセンターで利用する施設につきましては、他の補助事業により環境を整備するか、または、ほかの事業で整備を行った施設などを活用することが効率的であると考えております。

このような状況であるため、今議会でも一般会計の補正予算として提案させていただいております介護予防等サービス拠点整備事業を導入して、あったかふれあいセンターよりあいの空調整備を行い、利用者の皆さまの環境改善に努めることとしております。

また、あったかふれあいセンターこぶしにつきましては、現在は黒潮町国保保健福祉支援センターの2 階の廊下部分などで運営をしておりましたが、集落活動センターの活動をしている黒潮町佐賀北部活性化推進協議会のご厚意により、両事業が密接に連携することとして、集落活動センターとして利用を予定している旧拳ノ川保育所に移転する協議も行っており、準備が整い次第、移転する計画となっております。

あったかふれあいセンター事業につきましては、ハード整備に関する事業費が補助対象とはなっておりませんので、このように他の事業の活用により環境整備に努めたり、ほかの事業との連携を図ることにより、あったかふれあいセンターの環境を改善するよう努めているところですので、ご理解を賜るようお願いをしたいと思います。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

すいません、併せて聞いたらよかったですけど。

今、センターの施設整備についてお答えいただいたと思います。サテライトについてはいかがでしょうか。これからですね、すぐにセンターを設置できる所と、それから、要望があつてサテライトで運営していく所が増えてくるんじゃないかなと思います。

今運営しているNPOさんなんかにしても要望個所が非常に多くて、何とかそこに対応していきたいというような思いを持って計画を進めていかなければならないような議論もされていると思いますが、そのあたりで、町の支援というのはどのように考えていかれるのでしょうか。

一つ困ったのは、馬荷小学校で今サテライトをやっていただきました。非常に暑くて、熱中症になったらどうしようかということで、水をまいたり、氷を入れたり、それから風が吹かないのでどうしようとか。とにかく暑さ対策で困りました。ほんで、課長に言ったら、集会所には冷房が入ってるから集会所使ったらいいんじ

やないかと言うけど、入ってないんですよ。全部に。とっても困ったんです。やっぱりそういうところをやっぱり考えていっていただかないと、少し難しい面が出てくるのかなと思っております。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

坂本議員の一般質問にお答えします。

まず、サテライトを実施する際の基本方針について、お答えをしておきたいと思います。

あったかふれあいセンターとしてサテライト事業を実施する場合は、まず地域にニーズがあること。続いて地域全体として受け入れることができること。なおかつ、地域の利用者の皆さまにご迷惑をお掛けしない環境があることが前提となるものと考えております。

特に、議員がご指摘される環境整備につきましては、サテライト事業を実施するためにあったかふれあいセンター事業の中で、空調整備などの環境整備を図りながらサテライトを行うこととなるとハード整備が補助対称とならないため、各地域において一般財源により環境整備を図りながら実施しなければならないこととなり、財政的な負担も大きくなるため、課題を残すこととなると考えます。

このため、サテライト事業につきましては、基本的に先ほども申し上げましたが、有利な補助事業の導入を図り環境整備に努めていくか、環境面において懸念が少ない他の施設を利用するか、または利用者の皆さまの健康被害等の心配のない季節に実施することが、誠に申し訳ないんですが基本的な方針になると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

1 点気になったんですけど、環境にいい季節に実施するということですけども、これはちょっとね、いかななものかなと思うんですよ。やっぱり始められたらですね、やっぱり続けていくっていうのは大事なことで、今回、馬荷がありませんでしたので、ちょっと職員さんたちとも相談したんですけども、北郷は環境整備ができてますので、そこの交流を含めてですね、空いているときに利用するとかね。そういうのをやってもいいのかもしれないねっていう話はしましたけれども。やはり、基本的に整備を考えた上で、実施していかなくちゃいけないんだなということが思いました。まあ馬荷の場合は集落活動センターで整備を入れていただいたら、多分、空調は付くんだろうなと思っておりますので、まあ来年か、再来年ぐらいには何とかなるのかなというふうに期待もするところがございますけれども。

とにかくやっぱり、体力的にやはり弱い方を受け入れる施設であるということが、まあ今の場合非常にありますので、その環境整備には十分注意しながらですね、やっていただきたいなと思いますが。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

ぜひ議員にもお願いもしたいところではありますが、環境面でまた心配な状況でしたら、また声も掛けていただきたいと思います。

馬荷の旧小学校の環境整備につきましては、先ほど議員の方からもお話がありましたが、集落活動センターの導入を考えているというお話をいただいております。当然、集落活動センターが導入されますと、拠点とな

る施設の環境の整備は行われるものと、そのように理解しております。

従いまして、あったかふれあいセンターで急いで環境整備を行い、不十分なものができるより、集落活動センターの中でしっかりとした環境整備を行う方が、将来的なことを考えますと有利であるというふうに考えておりますので、本当に利用者の皆さまには申し訳ないと思うところではございますが、しばらく辛抱をお願いしたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

それでは2番については以上で、3番に移りたいと思います。

この取り組みについてですけれども、今課長の方からも言っていたいただきましたが、私も分かる範囲は一生懸命勉強してからいろんなことをやっていこうとは思っています。でもですね、やはり現場を知ることが仕事の上でほんとに大事なことだと思います。忙しい中ではありましようけれども、やはりその現状を見ていただくということ。

それから、そこで生の声を聞いていただくとですね、予算をつけるにもよね、自信を持って、よしこれはやるんだという気持ちでですね、予算をつけていけると思うので、その実情を見るということについて、お伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、坂本議員の質問にお答え致します。

健康福祉課長の1問目の答弁と少し重複致しますが、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

ご承知のとおり、あったかふれあいセンターの取り組みは、単に地域に集う場所をつくりましたということではなくて、平成23年度に、過疎化の進む、主に中山間地域へ入らせていただいて、地域住民の皆さまとの意見交換を踏まえ、策定委員の皆さまにお世話になりながら策定を致しました黒潮町地域福祉計画に基づくものでありまして、その策定過程において抽出されたさまざまな地域福祉課題を包括的に解決する一つの手段として実施しているものでございます。

なお、健康福祉課長の方から控えめな答弁でございまして、少し補足させていただきますと、この本計画に先駆けまして構想を致しました、あったかふれあいセンターを核とした高齢者福祉モデル。こうった構想を有しておりまして、このモデルの内容も色濃く反映されている計画でございます。当町の福祉分野における核となる福祉施策と、まあこういった位置付けをさせていただいています。

ただ、その構想に基づく全町カバーするネットワーク構築には、今しばらく時間が必要でございます。事業拡大が必要でございますが、今後予定しております事業拡大が行われた後も、財源措置も含め、積極的な継続の方向で検討していきたいと考えております。

なお、ご質問にあります地域福祉計画も平成23年度の策定でございまして、その後一定年数も経過していることから、地域ニーズの再度の把握も必要な時期であると考えております。ご指摘いただきましたように、積極的に機会を設け把握に努めてまいりたいと考えます。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番 (坂本あや君)

私もほんとにこれはこれからの福祉、それから地域づくり、併せて大変大事な事業だと思っています。

それで、今町長の方からですね、やはりこの事業の骨格となるものは中山間を中心として行われてるという発言がありましたけれども。

私、実はですね、ちょっとこの間もちょっと調べてみたんですけど、実際にこのあったかふれあいセンター的なものを必要とする方々というのは、もう町内全部にいらっしやいます。入野地区でしたら、よりあいが中心になってやってますけれども、そこはもう手狭になってきています。それで、それから介護ですよ。介護の部分でですね、これからどんどんそのあったかふれあいセンター的なものを活用しなければならないという方々が増えてきます。これはもう現実で。それからこの間も、あったかに来られた方は、やはり少し認知が出てこられていますので、ご家庭でずっと見るというのはとても大変だと。でも、ある程度いろんなことはできるので、少しサポートをしてあげることによって、その家族の負担というのもすごく減るわけです。

それで、あったかふれあいセンターですと一日に 500 円ですね。お食事を含めておやつ、それからいろいろな事業。それから貼り絵をしたりとかね、500 円なんですよ、1 回ね。それでお食事もいただけるし、それからおやつもあって、お話もできる。それから、しりとりをしたり頭のトレーニングをしたりとか、そんないろいろができていますけれども。やっぱりそういう所というのは非常に活用が多くなってくるというのはもうあると思います。それで欲しいのは、入野地区なんかも本当はもつと行ってみたいという人はいると思うんです。でも、今はなかなか一遍にはできないので今の状況になってると思うんですが。サテライトであるとか、センターでの利用者、希望者っていうのは、これからどどん増えてくると思うんです。だから、お時間をいただきたいと言われて、はいそうですかというて、なかなかうんと言にくいところがそこにあるんですけれども。

やはりこう現状を見てですね、やはりどこまでをやっていかなきゃいけないのかということ、ある程度線引きをしていかなければいけないんじゃないかと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

再質問にお答え致します。

自分たちが思っているあったかふれあいセンターを核とした黒潮町の高齢者福祉モデルの計画では、施設数においては約、今のところがちょうど半分です。町内 6 カ所のセンター設置で全町カバーできるネットワークを構築できると自分たちは判断しておりまして、それぞれのセンターがサテライトを持っていただくと。単純に 2 カ所持っていただくと、センターを含めて 18 カ所。3 カ所ずつサテライトを持っていただくと、 $4 \times 6 = 24$  で 24 カ所と。そういった考えの下で、6 カ所程度のセンターの配置で全町が網羅できる一つのネットワークができるであろうと、自分たちは構想の中では判断をしております。

その中で、一番利用規模の多いのはですね、間違いなく人口密集地であろうかと思っております。佐賀でありますと、旧佐賀地域。それから、この旧大方で言いますと入野地域ということですが。もともとのこの地域福祉計画策定の際に抽出した課題が幾つかございます。

健康福祉課長からありましたように、主な課題というのは、大項目で 3 つに整理をさせていただいてそれぞれに幾つかぶら下がってしまっていて、13 個の自分たちが考える地域福祉の課題がございます。

これらの中には、何らかの手だてが講じられなくても、少なくとも誰かが誰かを見守っているっていう環境整備が絶対に必要であるという、自分たちのまず大前提がございまして。それを考えたときには、人口密集地

域よりも、お家とお家の物理的な距離が遠い、居住地としては少し疎になっている中山間へ先行的に入れるべきであろうという判断の下で、例えば北郷であったり、例えばこぶしであったりと、こういったことになっております。

よりあいのあったかふれあいセンターの意向については、議員もうご承知のとおりだと思いますので、答弁は割愛させていただきますけれども。今後も、その人口密集地域にセンターの配置をしないということではなくて、いかなるセンターの配置とサテライトの運営が、町全体をカバーする福祉のネットワークとして効果的かつ効果的なのかと。こういった判断基準に基づき、今後も計画を進めてまいります。

よって、今の段階で、あったかふれあいセンターを核としたネットワークモデルが完成したという段階には至っておりませんので、また引き続き今後も努力をしております。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1 番（坂本あや君）

今からやはり全町に向けてネットワークを広げていくというご答弁でしたけれども。

その中で、一つ気になっていることがあるのは、やはりスキルの問題です。やはり高齢者福祉、それから特にあったかふれあいセンターというのは、多機能なノウハウが必要な部分ですよ。例えば、障がい者の方を受け入れる。子どもたちを受け入れる。高齢者を受け入れる。その他さまざまな方々がご事情によって活用ができる。それは健康者であるとか、高齢者であるとか、障がい者であるとかという区別はない場所です。だから、そこを運営していく中でのこのスキルアップというのも非常に大事なことで。それをやはり行政が補完してあげないととても大変なんですね、その活動する方に対しては。

今、福祉計画をこの間いただきました。15年の3月ですけども、このときにある介護福祉の事業区分でさえ、読んでみたら53のサービスが作られてますよね。これくらい福祉っていうのは、きめ細かくその人に合わせてサービスを実施していかないと、逆に言うと負の原理が働くときがあるんですよ。やはりそういう事例っていうのが、ここでこういう対策を取っておけば、この人はまだしばらく地域の中でお元気でいらしたのに、ここでこういう取り組みがなされたことによって、地元で暮らせない状態になったりとかいうことも下手をするところあるわけですよ。だから、そういうことについては行政が支援をしっかりして、やはり専門家をきちっと雇っていくことが大事だと思います。

で、一番私、高齢者の方々と触れ合う中で、もうすぐ私も高齢者の仲間ですけど、やっぱり機能回復とかね、食べられないことが食べられるようになったとかね。そういうことが一つでもできるようになると、それをきっかけにどんどんどんどんお元気になれるがですね。

最初、あったかふれあいセンターに病院から帰ってこられた方が非常に無表情でした。しかし、そこでご飯と一緒に食べたり、それから子どもたちと一緒に遊んだりする中で、その方が大きな声でカラオケをがんがん歌うようになるとかね、やっぱりすごく変化が出てくるんです。でもそれは、いい方向ばかりにはなかなかいかないこともあるんです。で、毎日見て、ある程度周期的に見ていけば。

（議長から「質問時間終わりました」との発言あり）

延長お願いしていいですか。

（議長から「どうぞ。何分ですか」との発言あり）

1割ですから3分ですね。2分。

そういうことがありますので、そこを非常に大切にしていかないと、任せたらいいわ、作ればいいわではですね、やはり福祉だとか、そのケアということについては非常に難しいと思っています。理学の専門家の方を

やはりお雇いになって、やっぱりそういうことを相談できる場所をつくって、やはりそこに携わっていただける方なんかによね、やっぱり不安がないように支援をしていくということも、やはり行政の仕事ではないかと思えますが。

そのあたりはいかがですか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員がおっしゃられることはすごくよく分かりますが、1点注意をしておいてほしいところがありまして。すべてがあったかふれあいセンターの事業で賄えるものでありませんので、やはりあったかふれあいセンターのネットワークとともに、介護施設とのネットワークづくりであったり、連携であったりというところもすごく大切なところになるろうと思えます。

あったかふれあいセンターは基本的に今の位置付けでしたら、介護の必要のない高齢者の方を中心として集まっていただくという基本的なスタンスを持っております。要介護状態が上がっていくと、それぞれ専門職がいたり、専門の機関があったりしますので、その専門の事業者と連携を取りながら、高齢者福祉の推進に向けて取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

私がおの現場を見てもらいたいという意味はですね、確かにその専門家も確かに必要です。でも、あったかふれあいセンターの場合は、完全な専門家の方ばかりが携わってるわけではありません。中には専門職の方もいらっしゃるんですけど。やっぱりそういった中で、その現状の状況をやはりきちんと、ボールの受け渡しをしながらですね、一人の方の支援に当たっていくということが大事だということを申し上げています。

そのことについては、やはりそのスキルを教えていただけるところは、やはり行政がきちんとフォローしていかなければいけないのではないかということです。それをやっていただく限りは、やっぱりそこはきちんと責任を持つ部分が行政にはありはしないかということです。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

先ほども答弁もさせていただきましたが、平成27年度の補正予算で実施しようとしている介護予防等サービス拠点整備事業の中でも、スキルアップの研修であったりも企画もするようにしております。当然、議員のご指摘どおり、スキルアップについては力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

坂本君。

1番（坂本あや君）

ぜひ現場の声を聞いてですね、少しでも良くなる方向で、みんなが満足してやってる人も、利用者も、良かったなって言われるような実施をお願いしたいと思って終わらせていただきます。

延長ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで坂本あや君の一般質問を終わります。

次の質問者、浅野修一君。

12 番（浅野修一君）

失礼します。浅野でございます。

ちょっと、のどをやられておりますのでお聞き苦しいとは思いますが、通告書に従いまして一般質問の方を始めさせていただきますと思います。

まず質問事項 1 番と致しまして、子ども・子育て支援についてでございますが。

このことにつきまして、黒潮町のみならず全国の市町村の抱える課題に少子化問題がございます。このことは国の存続をも脅かす国レベルの大きな問題であるとし、平成 24 年 8 月、子ども・子育て関連 3 法が成立致しまして、今年 4 月には、子ども・子育て支援新制度が本格施行されました。これを受け黒潮町としてどのように取り組むのか、今後の対応と見解を問うという部分でございますが。

まずカッコ 1 の方ですが。小 1 プロブレム、中 1 ギャップがクローズアップされておりますが、町としての見解を聞くということでございます。

自分もこの小 1 プロブレム、中 1 ギャップ、また横文字かというふうな思いで目にしたことございましたが。ケーブルテレビご覧の視聴者の皆さまもでございますので、かいつまんで小 1 プロブレム、中 1 ギャップについてお話させてもらいたいと思います。

小 1 プロブレムというのは、小学校入学直後、遊びから学びに生活の中心が変わり、幼児教育から小学校教育へ指導が一変する段階を乗り越えられないために起こる問題と解説しております。この内容としては、ほかにもいろいろな問題を抱えておるわけですが。

また、中 1 ギャップにつきましては、中学校入学後に学習や生活面での大きな環境変化に適応できず、不登校やいじめが増加する減少を言い、ギャップには 2 つあり、1 つは小学校ではなかった問題行動が中学に入ると急増するという現象としてのギャップ。もう 1 つは、学校の制度や指導の方法が大きく変化するという環境のギャップであるといわれております。

この問題はどこの市町村の学校でも大きな問題となっておりますが、これにつきまして町としてのご見解をお聞きしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の、子ども・子育て支援の中の小 1 プロブレム、中 1 ギャップについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員からもご説明がありましたけれども、まず、小 1 プロブレムにつきましては、小学校入学後の児童が学校生活に適応できないために起こす問題行動のことであり、具体的には、教師の話を聞かない、指示どおりに行動できない、あるいは勝手に授業中に席を立つなど、授業が成立しない状態に陥っていくこともあります。

また小 1 プロブレムの発生原因としましては、家庭におけるしつけや、児童自身の自分をコントロールする力の弱さなどが指摘をされております。

次に、中1ギャップですけれども、小学校から中学校1年生になった際、児童が心理的あるいは学習面などにおいて被るギャップと、それに伴う精神的なショックのことを言い、学力の低下や、不登校になることもございます。原因としましては、小学校のときにはあまり見られない、先輩、後輩の関係が生じることや、異なった小学校から集まった生徒同士による人間関係、さらに、小学校に比べて勉強の難しさが増すことなどが原因と考えられております。

黒潮町におきましては、先日、町内小学校8校に、昨年度と今年度における小1プロブレムと思われる事例の有無を確認を致しました。各学校でそのような事例は発生をしていないとの回答がございました。ただ、1校からは児童の特性による立ち歩きや、生活習慣の変化から小学校のリズムに慣れるまでに時間を要した児童がいた、との回答もありました。

このように、現在のところ、この問題が黒潮町の小中学校におきまして特に大きな問題となっているというふうには考えておりません。

しかしながらこの2つの問題は、どこの学校でも起こり得る問題であり、双方に共通していることは、進学時の環境の変化に対応し切れないことが原因でございます。このため、保小中が連携を密にし、子どもたちをつなげていくことが重要であろうと考えております。

具体的な対策としましては、園児や児童の引き継ぎシートの活用や、保育所、小学校相互間の訪問による子どもの特性などの把握や情報交換、さらには、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携などにより、防止に努めているところでございます。

中1ギャップ対策も、基本的な対策は同様となりますが、小学校5年生では、中学校区ごとに全員での宿泊合宿を行い、6年生では一日体験入学、さらに中学校入学直後の5月の宿泊研修など、継続した取り組みにより仲間づくりを進めているところでございます。

このように、この件につきましては子どもたちの確かな成長のための重要な課題と認識しており、これらの防止のため、引き続き保小中および、保護者や関係機関と一層の連携を図り取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今のご答弁によりますと、特に小学校中学校で問題はないようですが、1校で少し心配な所があるというふうなご答弁だったと思います。

今のお話の中にスクールソーシャルワーカーについてご発言がございましたが。スクールソーシャルワーカー一、現在1名と承知しておりますが、間違いございませんか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

黒潮町には現在、スクールソーシャルワーカーを2名を配置をして各学校を担当しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

申し訳ありません、ありがとうございました。2名ということで。

中学校2校、小学校8校に対して2名ということで、多いのか少ないのか、ちょっと疑問も残るところでございますが。今後、社会事情と申しますかいろんな環境も変わってまいりまして、いろんな場面がまた出てくると思います。その折にはスクールソーシャルワーカー増員であるとか、またその補助的なものですね、そういったものもお考えの中に入れていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、お話の中で、保育園、小学校、中学校っていうお言葉もあったように記憶しますが。保育園と中学校との交流であるとか、保育園であれば小学校とでございましょうか。ほんで、小学校であれば中学校とでありますか。どういった取り組みとか交流をされているのか、もう少し具体的に申しますか、保育園と小学校の部分がちょっとなかったようにも思ひますのでお願ひします。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

保育所と小学校の具体的な連携についてはということでございますけれども。特に子育てについてはですね、家庭の役割ということが非常に重要になってこようかというふうに思っております。、黒潮町では例年県の補助事業を活用致しまして、保育所、それから子育て支援センター、そして小学校、これは保護者を対象としておりますけれども、保育士あるいは教職員が参加をすることもございます。こういったことで、家庭教育に関する講演会あるいは学習会を開催をしております。講師を呼んで学習をする場合もございまして、具体的には、26年度につきましては合計10回の学習会を実施をしているところで。

また、支援の必要な児童等もございまして、そういったことを含めてその中で必要であればですね、各学校に配置をされた学習支援員、そういった者が対応していくということにもなります。

取り組みの一例ですけれども、以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今の答弁で学習会、26年度で10回というふうにお聞きしましたが、保育園が4園、小学校が8校ですかね。合同でというふうなことでよろしいですか。分かりました。

この回数にしましても、年のうちの10回、各校年間1回ぐらいのペースではないかと思ひますので、そのへん年に1回交流があったからといって、果たして子どもたちの心の輪といいますか、つながりができるかっていうふうなところではちょっと不審にも思ひますので、そのへん回避するといいますか、年間の計画のもう少し充実の方もお願ひできたらと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

今ご説明をいたしましたのは、町が主体で行っております家庭支援学級というものでございます。その授業の合計の回数が10回ということでございますけれども。当然、保育所単位あるいは小学校単位、特に保育所であれば保護者会等の中でもですね独自の学習会を行っておりますし、また同様に小学校でも行っております。ま

た、保育所と小学校の保護者というのは、両方に子どもさんがおられるということもございますので、そういった中で両方の学習会に参加するということがございます。

そういうことで、学校単位、保育園単位等の学習会を含めれば相当の回数にもなってくると思いますし、できるだけこういった勉強の場を設けていく、学習の場を設けていくということで今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ぜひ今後とも回数を増やすなり、内容を充実させるなりといった方向でお願いしたいと思います。

カッコ 1 の部分についてはこれで終わります。

続きまして 2 番目でございますが、保育所における 3 歳児を中心とした職員配置の改善計画はあるか。あればどのようなものか、という質問でございますが。

先ほども申し上げました、今年 4 月に子ども・子育て支援新制度の方が本格施行しておるわけでございますが。その中で、国の方も 3 歳児を中心とした職員配置の改善を考えておられるようです。これにつきましては自分も前々から思ってたことではあるんですが、子どもを保育するに当たりまして、その受け持ち人数といいますか、担当する保育士さんの人数に対しましてちょっと多過ぎるというふうな、一人当たりの受け持ちが多過ぎるというふうな受け止めをしちょうわけですが。

国の方の今回の新制度の部分では、3 歳児を 20 人クラスを 15 人クラスというふうなことも出てると思います。その他の 1 歳児についても、6 人のところ 5 人であるとか、いろいろ改善すべきであるというふうな方向性が出てるわけですが。

そのへんにつきまして、町としての職員配置のその改善計画の方をお聞きしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは浅野議員の一般質問の保育所の職員配置について、通告書に基づきましてお答えを致します。

浅野議員の言われるとおり、子ども・子育て支援制度の中で 3 歳児の保育士の配置につきまして、民間保育所の場合、児童 15 名に保育士 1 名の配置を行った場合に給付費の加算があることになってございます。現在、3 歳児を中心とした職員配置の改善計画はございませんが、黒潮町の 3 歳児の配置基準がございまして、国基準の 20 対 1 となっております。

各保育所の 3 歳児の児童数は、佐賀保育所が要支援児童 1 名を含む 13 名に対しまして、加配保育士を含む保育士が 2 名。くじら保育所が要支援児童 1 名を含む 8 名対しまして、加配保育士を含む 2 名。大方中央保育所が要支援児童 1 名を含む 26 名に対しまして、加配保育士を含む保育士は 3 名。南部保育所は要支援児童 1 名を含む 3 名と 1 歳児 3 名、2 歳児 3 名の混合に対しまして、加配保育士を含む 2 名という状況でございます。

9 月 1 日の現在の児童数で 20 対 1 と 15 対 1 で全保育所の保育士数の試算をしまして、黒潮町としては変動がない状況でございます。よりきめ細やかな、児童一人一人に配慮できる保育できる保育を行うために、受け持ち児童数を少なくして保育士を多く配置することは理想的ではありますが、各保育所が小規模であり児童数も少ない現状でありますので、子ども・子育て支援制度が施行されるようになりましても、直ちにその基準に改正を行うことは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

他の市町村と比較しますと、黒潮町の場合はまあまあかなというふうな受け止めでございます。と申しますのも、0 歳児、01（ゼロイチ）とかっていうふうに言うらしいのですが、まあ 0 歳児の場合ですね、中央保育所と佐賀保育所の方で受け入れの方をされておるとは思うのですが。

その場合に、保育園の定員の中にその、おおむね 3 名に 1 人の保育士を配置というふうなことがあろうかと思えます。ただですね、おおむねという部分がありますんで、一時的には 4 名を見たりとか、0 歳児ですよ。瞬間的ではあるとは思いますが、そういった場面があるらしいです。皆さん、よく考えていただいたらと思うのですが。実は自分もこの 6 月に孫ができて、来てからよう見るがですけど。1 人の孫を見るのに、じいちゃんばあちゃん、孫を放たって行かれたら大変なですよ。

それを思えばですね、0 歳児の子どもさんを 4 人見るという場面があることを許すというか、そのことはちょっと難があるんじゃないかというふうに考えるわけですが、どうでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えをします。

先ほどのお答えの中で、それぞれの保育所の児童数と要支援児童等もそれぞれの保育所にあります。そのこと等を考えますと、一定のやっぱり基準を基に保育士の配置をしなくてはならないというふうに思っております。

先ほども言いましたが、きめ細やかな保育ということで受け持ち人数を下げることは可能ではあるかと思いますが、実際に人件費等の経費のこともございます。そこも考えながら児童数と職員配置は国基準をまず基準として行っていきたいというふうに考えますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

国が申すとおりにやっておけばいいというふうに聞こえるわけですが。

子どもからしてですね、今副町長さんが言われたように、基準どおりお預かりしてるから問題はないとされておるわけですが。子どもからしましても、3 名の赤ちゃんが 1 人の保育士さんにどうやって保育されようがやろうって、まあ子どもさんなりに気持ちとかあれはあるわけですので、どんなふう感じて育ておるんだらうか。あるいは、育てないんじゃないだらうかというふうに思うがですよ。自分の身に置き換えたときに、3 人の赤ん坊を見る自信のある方、ここにおられるかどうか一人一人聞いてみたいような気もするがですけど。自分は本当自信がないです、その部分は。

そういったことを考えますと、まあ先ほども人件費、財源のこともあろうかと思えますが。理想は理想ながですけど、2 名の乳児さんを 1 人の保育士さんで見るとか、そういった手厚い保育っていうことを今から考えておかないと、先ほど教育長の方にもお尋ねした部分ではあるのですが、小 1 プロブレム、中 1 ギャップ、こ

ういったところへ移行する要因の一つでもあろうかと自分は思うがですよ。

やはり昔の人、よく言っております、三つ子の魂百までっていう言葉があるわけですが。やはりこの大切な時期に手厚い保育、あったかい保育といえますか。人間として受け止めてあげる保育をぜひお願いしたいと思うがですけど。2人に対して1人のいう部分ながですけど。

町長、いかがなものでございましょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在の配置基準は国の基準で配置はさせていただいております。今、例として0歳を挙げていただきましたが、年齢階層によりましては少数点以下を評価すると国基準以上の配置がされているといったような全容です。

3名の0歳児を1人の保育士さんでちょっと無理があるのではないかなというようなご指摘でございますが。少なければ確かに目も行き届きまして手だても講じることができるのかなと思いますが、少なくとも保育士さんは保育のプロですので、ぜひその能力に委ねて、できればこの国の基準どおりの3対1の配置で保育をさせていただければと思っております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

保育士さんは本当、おっしゃるとおりプロでございます。

プロはプロでございますけど、実際、3人同時に泣いた場合にどうするかという場面が出てきまして。まあ両手では抱けます。すけがあれば、まあ後ろへも負えることもありますがですけど、泣いたものを抱いただけで済むのかっていうふうな思いも自分の中にはあるがですよ。

この黒潮町で育つ子は黒潮町に帰ってきてくれる子ども、大人っていうふうな望みを自分は持っています。そういう意味ではやはりですね、2人、もしくは、このおおむね3人とかおおむね6人とかいう、そのおおむねという部分だけでも削除するような、そういった人間らしいといえますか、手厚い措置の方はお願いできませんでしょうか。

議長（矢野昭三君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えをさせていただきます。

重複答弁になりますけれども、できれば今の基準で保育を実施させていただきたいと考えております。

その後の何かの大きな変化がありまして、どうしても重要課題として協議をしなければならないということになったときに、それでも協議をする必要はないというふうな考えは持っておりませんので。現行、今の環境でいきますと、この配置基準で保育を実施させていただきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

しつこいですが、もう一度お聞きしたいのですが。

家庭いいですか、いつの日かしら核家族という言葉が出てからだと思っております。何かこう、おじいちゃん

おばあちゃんと孫との接点が少ないであるとか、そういった部分で心の余裕を持たせて子どもが育っていないんじゃないかっていうふう思うがですよ。そういった部分ですね。まあ、いくらこれ以上答弁しても同じ答えだとは思いますが。今後もこのことについては自分、すごく気になった部分でありますので、また次回以降、質問の方させていただきたいと思います。

それでは次に3番目、カッコ3の、以前は年齢別保育を行っていたと思うが、なぜなくなったのか。また、今後はどうか。これについてお聞きしたいわけですが。

以前、旧大方町時代では年齢別保育をやっておったようです。で、旧佐賀町の場合には、こういった施策いますか対応はなかったようなのですが。

なぜなくなったのか、今後はどうなのかっていう部分でお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは浅野議員の一般質問の年齢別保育につきまして、通告書に基づきましてお答えを致します。

黒潮町の保育所につきましては、少子化により12園を4園に統合をしましてまいりました。児童数の多いときには子どもの発達段階に応じた年齢別保育を行うことができたと考えております。

先ほど、各保育所の年齢別児童数と職員配置の現状をお答えしましたが、4歳、5歳の配置基準は30対1となっているところでございます。4歳、5歳の配置基準は30対1となっているところ、10名から20名の児童数ということになってございます。また、1歳、2歳になればさらに減少をしております。児童数だけを考慮すれば、1つの保育所に統合をして年齢別保育を行うこともあり得るかもしれませんが、通所の距離等を考えれば、4園で運営を行っていること自体がきめ細かな保育サービスをしていることの一つであると考えてございます。

各保育所での児童数により保育士の配置を検討しておりますので、現在のところ、年齢別保育の実施は難しいというふうに考えてございます。

配置基準の見直しにつきましては、そのための人件費等の財源の確保を検討してからとも考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今、12園が4園になって、今の人数であればもう少し統合というふうなお言葉もあったわけですが。これはちょっとね、ご勘弁というか、あつてはならんことであろうと思います。子どもたちに対する負担、これを考えますとやっちはいけないことであると考えますので、その部分は現状の4園。これが、子どもたちが増えればまた、今、田ノ口であるとかそういった所にまた再度増やせるというふうなことにもなろうと思いますので。その統合というふうなお言葉ありましたけど、このことはぜひ控えていただくようお願いしたいと思いますので。

それと財源確保というお言葉もありましたけども、先ほどから繰り返しにもなりますけど、子ども育てるのにお金けちってどうするんじゃないかというふうに自分は思うがですよ。そういう意味ではぜひ、この大事な宝ですのでこれからも手厚い保育の方に心掛けていただくようお願い致しまして、1番の質問は終わりたいと思いま

す。

引き続きまして、2番の防災・減災についてでございますが。

ここにも書いておりますが、津波高34.4メートルの想定を聞き、黒潮町としての驚きと戸惑い、そしてこのことへの対策や対応は本当に過酷であったと思います。その結果、今では避難路、避難道、津波避難タワーなどの整備が進ちよくしているようにも思いますが、引き続き最善策を練り、取り組まなければならないと思います。

今もある町内危険箇所等への今後の対応と見解を聞きたいと思います。

カッコ1と致しまして、居宅の耐震補強の進ちよく状況は。また、低価格で強固な耐震補強工事と新しい技術開発の見通しはという部分でご答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは浅野議員の一般質問、防災・減災についての中、住宅耐震に関するご質問にまずお答えをしたいと思います。

平成25年高知県の住宅土地統計調査によりますと、黒潮町の住宅総戸数は7,441戸で、そのうち旧耐震基準、これは昭和56年5月以前の建物でございますけれど、その戸数は4,574戸となっておりまして。平成27年3月までに耐震工事を実施した住宅はこれまでの合計で45戸でありますので、黒潮町の住宅耐震化率は現在、平成26年度末で39.1パーセントとなっております。平成25年10月の段階での高知県住宅耐震化率は75%であり、国では目標として平成32年度までに、これは東京オリンピックが開催する年になりますけれど、目標を95パーセントとしておりますので、黒潮町の住宅耐震化は大変遅れているのが現状でございます。

そういう状況を打破するために、平成26年度には木造住宅耐震診断士派遣事業における個人負担の無料化を図った上で、相談員による戸別訪問で事業の説明を実施した結果、平成26年度には平成25年度の12.5倍となる338件の耐震診断実績がありました。

また、今年度平成27度は、木造住宅耐震改修設計費補助事業の補助限度額を20万円から30万円に引き上げ、耐震改修設計費の個人負担をほぼ消費税程度に抑える制度改革を実施しております。

このような取り組みにより、今後黒潮町における木造住宅の耐震化は加速すると見込んでおり、平成27年度は木造住宅耐震診断士派遣事業222件、木造住宅耐震改修設計費補助事業204件、木造住宅耐震改修工事費補助事業58件を計画しております。

低価格で強固な耐震補強工事等、新しい技術開発につきましても、これは高知県の方でも積極的に取り組んでいただいております。

以上で答弁を終わります。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

課長すいません、今の耐震のところちょっとよう聞き取らんかったがですけど、もう一度最後のところお願いして構いませんか。

（議場より発言あり）

議長（矢野昭三君）

許可を得てから発言してください。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

すいません、ちょっともう一度質問確認させてください。お願いします。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

県の何か新技術みたいなことをちらっとおっしゃったと思うのですが、そこちょっと聞き漏らしたというか聞き取れなかったもので、お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

失礼しました。

低廉な、低価格での強固な耐震工事と新しい技術開発につきますのでございますね。

そのことにつきましては高知県の方でも積極的に取り組んでいただいております、現在、高知県木造住宅耐震診断マニュアル、これは低コスト耐震補強促進版というのが作成されております。市町村や木造住宅耐震診断士にもこれは示されておりますけれど、そのマニュアルをテキストととして、事業者を対象とした低コスト工法講習会も県内で順次開催されておるところでございます。

このテキストは、木造住宅の低コスト耐震補強の手引き、これは愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の発行のものでございますけれど、これに掲載された工法の紹介と、低コストで耐震補強を行った施工事例などを取りまとめたものでございまして、議員ご質問の低価格で強固な耐震補強工事等、新しい技術についても具体的に紹介されております。

なお、黒潮町で実施された住宅耐震改修工事の実績は、平成 26 年度で 13 件、平成 27 年度に入ってからこれまでに 30 件でございますけれど、改修工事の平均額は、平成 26 年度の改修工事におきましては 172 万 2,456 円、平成 27 年度の工事につきましては 144 万 3,036 円が平均の改修工事費となっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今の 26 年の平均が 172 万、27 年が 144 万ということでございました。これは工事費全体の価格ですか。補助差引きじゃなくて。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

先ほど申しました事業費につきましては、改修工事費の総額です。これはリフォームとかそういうものが入った場合、それは除きますけれど、耐震工事として補助対象となった事業の総額でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今の補助の方が92万5,000円と承知してありますが、それから言いますと80万とか50万のクラスというふうなことで。まあまあ手の届くようなところに来たのかなとは思いますがですけれど。それでもですね、自分もいろいろ、お年寄りなのですが、ずっとお聞きしますに耐震補強の方は済みますかと聞くわけですが、皆さんが決まったように、お金もないしもうええ年やからこのままでおるといふふうな声がね多いがですよ。そういうことから言いますと、このお年寄りにとって80万、5、60万の上乗せっていうふうなことはなかなか厳しいものがあると思います。

これから補助の方を増やすとかいう部分では、ちょっと財源のこともありますのでちょっと無理なところもあろうかとは思いますが。先ほど来言ってもらってました県の方の低価格の強靱（きょうじん）なもの、そういうものをもっともっとこう突き進めて、県ともやりとりをしてもらって、そういう価格を落とす手だてをお願いしたいと思いますし。そのことを黒潮町全体で4,500戸ぐらい、昭和56年以降の以前の分があるわけですが。そのことを地元の大工さんの工事に充てればですね、もう膨大な経済効果にもなろうと思いますので。

それと、今のあれは認可制でしたかね、耐震補強工事のあれは。その部分においても町内の大工さん皆さんが、できれば全員が取れるような、といった方策も取っていただけたらと思いますので、その点ご答弁お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

いわゆる改修工事ができる事業者、認定事業者でございますけれど。これは今年度に入って、実は説明会を一度させていただきました。その後、町内の業者かなり多く認定事業者の資格申し込みをしていただきまして。これは非常に手続き上割と簡単でございますので、その説明会をした結果、その事業者は増えております。これからもぜひ町内全事業者の方に入っていただければと思っているところでございます。

申し上げたように耐震工事でございますけれど、これを建築関係の事業効果にすると非常にビジネスチャンスではないかと思っておりますので、ぜひ積極的にですね、業者の方が町の防災にかかわるといふふうな、なりわいからの防災への参画というのを、これから町の大事な防災の切り口にしなければならぬと思っておりますけれど、そういう意味でぜひ参加をお願いしたいと思います。

また、低価格の建築技術の研修会。実は来月、県の方で町内で建築業者さんとか設計業者さん集めてやっていただけるといふふうに回答いただいておりますので、近々、商工会も含めて関係者の方にご尽力いただきまして、多くの方を集めていただいて実施をしたまいたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

こういったことは本当、町を守るため、人を守るために大事なことでございますので、これからも引き続いてよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、カッコ2、崩壊の危険性が高い家屋および、これは家屋言いましたのは空き家の場合が多いか

とも思うのですが、ブロック塀等の除去の進捗状況と今後の対応についてお聞きします。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の2番、防災・減災についてのカッコ2、崩壊の危険性が高い家屋、空き家等の除去の進捗状況と、今後の対応についてのご質問についてお答えを致します。

南海トラフ地震対策の一つとしまして、本庁では老朽住宅の除去事業をこれまで実施してまいりました。当事業は平成24年度から実施を致しまして、地域の住環境改善を促進するため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対しまして、除去工事費の一部を補助するものでございます。

議員ご質問の空き家の除去の進捗状況としましては、昨年度までに除去しました件数として、平成24年度が2件、平成25年度が6件、平成26年度が9件、合計で19件でございます。

本年度につきましては、今年の5月に町広報で募集を行いまして、申請家屋を調査の結果6件が補助対象となり、うち5件分につきましては補助金の交付決定をしているところでございます。残りの1件につきましては9月補正予算対応としているところでございます。

今後の対応につきましては、来年度も地域の住環境改善を促進するため事業の継続をしてみたいと考えています。

なお、ブロック塀の除去につきましては、情報防災課の方よりお答えをさせていただきます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは私の方から、ブロック塀の耐震に関するご質問にお答えしたいと思います。

ブロック塀対策補助事業につきましては、当町では平成24年度から実施しておりますけれど、平成26年度までの実績は25件となっており、平成27年度は24件の計画をしております。

黒潮町の地域防災計画の中では、避難場所や避難所へ通じる道はすべて避難道としており、その避難道沿いに存在するブロック塀の総数の把握ができておりませんので、進捗率を数値で示すことは、今のところできておりません。

今後の対応としては、地区防災計画の策定を推進する中で、より優先度の高い危険場所の洗い出しを地域のご協力をいただきながら進め、住民の安全な避難のために具体的な対策を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今年度が24件とお聞きしましたが、これは地区は当然ばらばらかと思いますが。

全部は聞けませんので、大半ほどの辺かちょっと教えてもらえますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、浅野議員のブロック塀に対する再質問にお答えしたいと思います。

この地区ですね、27年に計画してる24件について特に地区は指定してございませんで、住民の方からの申請に基づいて実施をしております。当然、自己負担が発生する場合がありますので、町の方でなかなか地区を指定してここへ計画するとかいうふうなことでは、今は実施しておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

実施地区をちょっと聞きたかっただけなのですが、まあ結構です。

冒頭にも言いましたけど、この津波高34.4に対して避難タワーであるとか大物はできたわけですけど、その小物と言ったら語弊があるのですが、ブロック塀。それがあつて避難が困難になつて、津波についていうふうなこともあつてと思いますので、そういう意味ではブロック塀。家をやるよりはブロック塀簡単な、素人考えで申し訳ないのですが、簡単な部分もあるかなとも思いますんで、住民の方のご協力も得んことにはいかんことではございますんで、そのへんも含めましてこれも早急な対応を引き続いてお願いしたいと思つて、よろしくお願ひします。

2番についてもこれで終了したいと思つていますが、引き続き構ひませんか。

議長（矢野昭三君）

どうぞ。

残り4分ですね。

12番（浅野修一君）

3番目はですね、町道の維持管理および、その周辺の樹木や崩落の危険箇所への対応を問うという部分で、答弁の方をお願いします。

すいません、構ひませんか。

（議長から「はい、どうぞ」との発言あり）

申し訳ありません。

皆さんのところにコピーが回つていふと思うのですが、左上に一般質問資料っていう部分からご紹介したいと思つていふのですが。

まず、上の2つですね。出口地区っていうことで矢印でやつてますが、出口地区のグループホームみうらのこの進入道といふですか、町道の方なんですけど。ご覧のように左側、もう根元の方も崩れ気味でございまして、また木の方もご覧のように覆い被さつたような状態で、何かあつたときにはその復旧工事の重機を乗せたような車が通れん状態っていうふうなことなんです。左側の写真が入り口で、その右側がその延長線上の道路になつていふのですが。まあ、ここもちょっと進入が難しいというふうなことなんです。

それと下にいきまして、左側、見事に落石注意という注意喚起の看板が出つていふのですが。残念なことにはまだに大方町っていうふうな名前で載つてますんで、このことは特にあれですが。その落石注意ということで、この看板の近くに大きな石が、これの1週間、10日ぐらい前ですか、の雨で大きな石が落ちた部分があるのですが。これは本当は真ん中辺にあつた部分を、バスの方と地元の方がのけられたというふうなことでお聞きしてます。こういった道路もあります。

それから1枚めくつていただきまして、左の上下の部分なんです。これは弘野団地の上り坂の部分の斜面なんですけど、ここももう随分前からこういう状態です。ここには41世帯ちょっとですか、住民の方もおりまして、6名ぐらいの小学生の方もおりまして通学路にもなつてます。こういった状態のままでもちよつと問題

ありかなと思って今回提出させてもらったがですけど。

あと、右側が田野浦の部分でして、避難路の部分がこういった状態ということで。

このことに関して、この対応、危険個所への対応ということでお聞きしたいと思います。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、浅野議員の2番、防災・減災についてのカッコ3、町道の維持管理およびその周辺の樹木や崩落の危険個所への対応についてのご質問にお答えを致します。

町道の維持管理につきましては、月2回、まちづくり課および建設課の職員により、町道パトロールを実施しているところでございます。また、豪雨や台風の翌日にも、通行に支障がないかパトロールを行っているところでございます。

町道の草刈りおよび、小規模な崩土・倒木などが発生しました場合は、まちづくり課、建設課の作業員にて取り除きを行っていますが、重機等が必要な場合につきましては、町内の建設業者へ緊急発注を行い、早期復旧に努めているところでございます。

町道周辺の樹木につきましては、本年5月号の町広報においてお知らせをしておりますとおり、道路上に樹木や枝がはみ出して、歩行者や通行車両に支障となっている個所については、基本的に所有者が伐採をしなければなりません。

なお、道路法第30条および道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、車道の上空4.5メートル、歩道の場合ですと上空2.5メートルの範囲に通行の障害になる物は置いてはならないと規定をされているため、町の方で危険個所と判断しました場合は、所有者に許可を得た上で伐採等を行っているところでございます。本年度も通学路として利用しています町道にて、支障木の伐採をしたところでございます。

浅野議員より本日資料提供がありました、それぞれの個所についてご説明をしたいと思います。

まず初め、1ページ目の出口地区でございますけど、これはグループホームみうらの方に入っていきます町道出口線でございます。ここにつきましては今年の地区要望もあり、先日、区長さんと担当の方が現地協議もしております。この木の方も民地からの枝ということにもなりますので、現在、所有者の方の確認等もお願いをしているところでございます。

それから、下の伴太郎地区でございます。ここは町道蝮川線になります。ここにつきましても、崩土、落石については通行に支障のないように適宜対応はしているところでございます。右手の大きい落石がございますけど、これは現在取り除いております。

最近豪雨やイノシシ等により、落石等の回数も非常に多くなっております。一度取ってもすぐ、2、3日にはまた落ちているというような状況も多分に見受けられます。

2ページ目の左の弘野団地の町道でございます。ここは町道弘野線でございます。ここにつきましては、議員もご承知のとおり平成27年、今年の3月にですね、国道のちょっと入った所ですけど一部支障木の伐採も行わせていただきました。この写真につきましては、そこからちょっと団地の方へ上がった場所やと思いますけど。この弘野線につきましては昨年度、道路のですね、のり面の点検も実施を致しました。現場については十分把握をしている状況でございます。

この写真で見ますと、木の根が張っていて、そこから多少崩土等もございました。それで現場等も確認をした上で、木の根っこを全部のけていくと、新たなまた崩壊の可能性もあるというような感じで、抜本的な改善がなかなかできないということで、現在こういう形で注視をしております。

また、右手の田野浦地区の町道でございますけど。この写真を見る限り、町道坂の下西間線ではないかと思  
います。現場の状況等もまた再度調査を行って、支障木等にも調査をしてみたいと考えております。

先ほど申しあげましたように、町道ののり面の危険箇所につきましては、3年前より、道路のり面・土工構  
造物総点検委託業務を発注しまして、危険と判定されました2路線につきましては、本年度、のり面の修繕の  
詳細設計を行いまして、来年度工事を実施する予定となっております。

今後も、定期的に町道パトロールを実施しまして、通行に支障のないように安心、安全な町道の維持管理に  
努めてまいりたいと存じます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

（議長より「質問時間がちょうど終わりましたが、2割以内であればよろしいんですが、いいですか」との  
発言あり）

はい、もう暫時大丈夫やと思います。

続きますけど、先ほども安心、安全に尽力するというふうなお言葉をいただきましたんで、ぜひお願いした  
いと思っております。

この弘野団地のこの写真を見てですね、根っこで持つておるから大丈夫みたいな発言やったと思うがです  
けど、これはいかなものかと思うがです。ここ、先ほども申しあげました6名ほどの小学生が通学して  
おります。雨の日には、もちろんこういう状態ですので、ぼろぼろぼろ落ちよります。今でも落ちよ  
ります。そういう現状を目の当たりにされても、安全を確保するためにパトロールしておるとい  
う言葉はちょっと当てはまらんじゃないかと思うがですけど。

この部分、いつまでに工事みたいなことは未定ながですか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは浅野議員の再質問にお答えを致します。

議員のご質問のとおり、ここにつきましてはこういう状況で危険であるということは十分承知はして  
おります。先ほどの答弁も言いましたように、かなり民地の部分の分もありまして、それにつきましては  
地元の区長さん等にもですね、まずはその所有者の方の了解も得ないきませんので、その付近を  
解決をし。この枝を取ったときに、そのままですとかえって危険な場合もありますので。私は先  
ほど抜本的な改善といいますのは、抜けて、例えば下に擁壁とかストーンガード、そういうもの  
も踏まえて同時施工をしないと、この場合は危険ではないかというようなこともちょっと判断  
はしております。

ただし、先ほど言いましたようにこの弘野団地には小中学生もおります。通勤通学路にもな  
っておりますので、この付近については早い対応もしていきたいというふうにも考えて  
おります。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12番（浅野修一君）

ありがとうございます。

まあ、早い対応というのが3年先か4年先か分らんわけですが。

時期的なものは今の状態では答弁できませんか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは再質問にお答えを致します。

時期的なこととご質問ございましたけど。ここの事業、まあ工事をする場合ですね、例えば、あつてはならないんですけど大きな災害等があれば、公共土木施設災害等で対応はしてまいります。その場合、国庫の負担金が 66.7 パーセントございます。残りについてはまた起債等もできまして、財源的には有利ながですけど。即対応となりますと、現在、地域整備事業か町道の維持管理工事の予算での対応となります。

ご承知のとおり各地区から多数ご要望もまいっておりますので、その中で緊急度の高い所から実施をしていきたいというふうに考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

課長はどの写真を見ようか何か分からんような答弁なのですが。

これを見て緊急を要すると思いませんか。大半の方がそう思っておられると思うんで、今後と言わず、早急な対応をお願いしたいと思います。

それと 1 枚目の分の、先ほどの伴太郎の部分で、これ見ながらイノシシが通るからというふうなことをおっしゃったわけですが。ここはもうずん切りというか、そんなイノシシが上がるような所ではありませんので、その部分はないと思います。

撤回の方は構いませんか。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それではご質問にお答え致します。

蜷川線につきましては、まあ全般的に中山間地域についてはこういう形で、最近イノシシの生けも多いということでご答弁しましたので。

ここにつきましては議員からのご質問のとおり、そういうイノシシのあれはないんじゃないかと分かりましたので、今後、また現地調査等もしていきます。

議長（矢野昭三君）

浅野君。

12 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

長々と申し分けございませんでしたが。

この防災・減災につきましては、もう町長が今年 3 月の施政方針の方ですか、でもいろいろ言っておられますんで、町長を筆頭に執行部の皆さんのこれからの前向きな、各地区の困った所、どうぞ改修とか工事の方、早期の取り掛かり等お願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（矢野昭三君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。  
以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。

散会時間 16時 37分